

平成18年第3回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成18年9月19日 午前10時04分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職指名

町 長 金 長 義 郎

助 役	岩 間 伸 博
教 育 長	三 村 亮 一
代 表 監 査 委 員	一 木 邦 彦
総 務 課 長	河 原 井 宗 蔵
企 画 財 政 課 長	加 藤 木 昭 博
税 務 課 長	加 倉 井 一 史
町 民 課 長	三 村 敏 男
保 険 課 長	盛 田 守
健 康 福 祉 課 長	松 本 秀 利
産 業 振 興 課 長	飯 田 修
都 市 建 設 課 長	小 林 修 一
下 水 道 課 長	阿 久 津 和 文
会 計 課 長 (収 入 役 職 務 代 理 者)	横 田 栄 子
水 道 課 長	松 崎 榮
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 洋 造
教 育 委 員 会 事 務 局 長	海 野 勝 美

1 . 職務のため出席した者の職指名

議 会 事 務 局 長	田 上 勤
書 記	鯉 淵 和 己
書 記	桑 野 智 弘

1 . 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成 1 8 年 9 月 1 9 日 (火 曜 日)

午 前 1 0 時 0 0 分 開 議

日 程 第 1 一 般 質 問

1 . 本日の会議に付した事件

一 般 質 問

午 前 1 0 時 0 4 分 開 議

議 員 の 出 欠

議長（小林 宏君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18名です。

開議の宣告

議長（小林 宏君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、助役、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人3名を許可いたしました。

一般質問

議長（小林 宏君） これより一般質問に入ります。

なお、1回目の質問は登壇の上、2回目以降は自席にてお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡素にお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問をしないようお願いいたします。

それでは、通告第1号、6番小林祥宏君の発言を許可いたします。

6番小林祥宏君。

〔6番小林祥宏君登壇〕

6番（小林祥宏君） 質問に入る前に、一言述べさせていただきます。

先般9月6日、秋篠宮殿下ご夫妻におかれましてめでたく男子が誕生いたしました。まことに心からお喜び申し上げる次第です。今後、悠仁様の健やかなご成長をお祈り申し上げます。質問に入りたいと思います。

それでは、先般通告いたしましたとおり、ただいまから一般質問を行います。執行部におかれましては明快な答弁をお願いするものでございます。

まず、第1点、阿波山徳蔵バイパスについてをお伺いいたします。

この路線については、昭和51年、笠間地区広域農道開設促進協議会が開設されまして、広域農道、通称ピーラインとして、笠間市から旧大宮町に至るまでの事業が採択されたわけでございます。そして、昭和54年に工事が着工されました。それから平成3年3月には、旧大宮町と旧桂村を結ぶ大桂大橋が竣工されたわけでございます。その後、年次計画に基づき着々と工事も進み、農林サイドで施行した農道は全面開通しておるわけでござい

ます。

しかしながら、建設省サイドで施行する、現在は国土交通省ですが、阿波山徳蔵バイパス5.412キロメートルの高根山入り口から錫高野山崎地内当初計画より数年大幅におくれているような状況でございます。この点について、質問の要旨のとおり、現在の進捗状況をお伺いいたしたいと思えます。

第2点、県道錫高野石塚線についてお伺いいたします。

この路線は、昭和59年に錫高野石塚間の村道及び林道を一般県道246号と認定し、錫高野石塚線となり現在に至っております。そして、石塚、高久、錫高野地内においては一部を除いて改良拡幅がなされ、道路としての機能が果たされているかと思えます。しかしながら、旧常北町、旧桂村を結ぶ境橋付近ですが、幅員が非常に狭く、朝夕の出勤及び退勤のとき対向車で交通にトラブルが起きているのが現況でございます。したがって、県では幅員拡幅工事の計画があるのかどうか、お伺いいたしたいと思えます。

第3点でございます。食育について。

今、国において平成17年7月15日食育基本法が施行され、平成18年3月に教育推進計画が決定されました。生きる力を身につけていくためには食が重要であります。今改めて、食育が生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものの位置づけられるものと思えます。現在、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中で、食生活においては栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身指向などの問題に加え、新たな食の安全上の問題が求められております。

このようなことから、本町では町民一人一人が健全な食生活を実践することができるよう、家庭、学校、地域が一体となり、食育を町民運動として展開していくべきと思うが、今後どう推進していくのかお伺いをいたします。

以上3点について、第1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長、金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 6番小林祥宏議員からの一般質問にご答弁を申し上げます。

第1番目の阿波山徳蔵線バイパスについてであります。経過については議員のご質問のとおりであります。昭和54年度に着工して現在に至っております。議員もご指摘のように、この笠間から大宮に至る道路につきましては農林水産省サイドで、それから国土交通省、いわゆる県道と、それから農道と両方がまじっております。農道部分につきましては全線が整備を済んだところであります。

ちょうど中間地点になりますいわゆる阿波山徳蔵線の工事ではありますが、計画延長2,633メートルが現在残っております。その中で、阿波山徳蔵線のバイパスを3工区に現在分けて県の方で実施をしております。そのうち、本年3月24日に一部1工区

といたしますが、平沢橋より矢の目沢牧場の入り口まで744メートルについては供用開始になったところであります。残りの工区につきましては用地関係も未買収地域も若干残っておりますが、いわゆる今回の合併特例債の中で市町村支援事業として進めております三ツ埜線につきましては、町が施行をして、その残りについては県が力を入れて進めていくということで、それらの事業に取りかかっているところであります。全体としては、開通した進捗率は約30%ということになっておりますが、できるだけ早い時期に完成するように県にも働きかけをしながら進めてまいりたいと考えておるところであります。

また、用地及び法線は決定したのかということですが、現在法線は基本的には決まっております。そういう中で、若干振れるところもあるかと思いますが、いわゆる3工区、町道7の04号線といたしますが、それから、いわゆる県道の石塚錫高野線までの1,080メートルにつきましては法線の変更はございません。それらの基本方針で進めていくということであります。

次に、全面開通についてはいつごろになるのかということですが、これにつきましては先ほど申し上げましたように、三ツ埜線と足並みをそろえながら今後完成までには10年ぐらいかかるのではないかと思われませんが、県と町と協力しながら早期完成に向けて努力をしてまいりたいと思っておるわけでありまして。

次に、県道石塚錫高野線の件であります。いわゆる境橋付近の拡幅計画については従前から話が持ち上がっております。そういう中で、計画延長660メートルがあるわけですが、本年3月に地権者説明会を開催いたしまして、若干の手直しもありましたが、すべての地権者にご了解をいただいて、事業化に向けて進めているというふうな県の話であります。年度計画的には、本年度に測量設計をして、来年、再来年で用地買収、次の年から工事に着工したいというような県の意向であります。町としましてもそれらの推進になお一層力を入れてまいりたいと思っておるところであります。

次に、食育についてであります。これにつきましては、食育基本法が制定されてから、これに沿った新たな計画は特に町としても立案はしてはおりませんが、既存の事業を法に近づけるような見直しを図っており、食育に関しては既に事業の中で展開をしております。主な事業としては、母親教室による母親の妊娠中の食生活についての栄養士による指導、子育て支援による離乳食教室での父母への調理実習指導、糖尿病予防教室における栄養調理指導、高齢者対策の介護予防事業における調理教室などの実施をしながら、幼児から高齢者までの取り組みを実施しておるところであります。また、学校教育の中に学習指導の年間計画や学校行事の年間計画、学校保健、安全の年間計画があるように、食育推進計画にかかわるものとして学校給食年間計画を作成し、その中に食に関する指導の充実を作成し、指導に当たっているところであります。

以上、3点につきまして、小林議員の一般質問にお答えを申し上げます。

議長（小林 宏君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

6番小林祥宏君。

6番（小林祥宏君） ただいま阿波山徳蔵バイパスについて町長の答弁があったわけですが、第1工区が744メートル、ことし3月24日完了したということを知りましたが、それで、第2工区ですか、813メートル、このような施行状況はどうなっているのか。それで、今第3工区も事業実施している。これで、三ツ埜線と町が施行しているということなんです、この第2工区、この現況をもう一回お願いしたいと思います。

それから、錫高野石塚線ですが、年次計画で測量して、地権者の説明会も行っているという話を聞きましたが、どのような行動というか、延長はあの辺、橋というか、あるかと思うが、どの辺まで工事施行するのか、そういうこともお聞きしたいと思います。

それから、食育基本法は既に始まっているとはいわれても、18条2項により、市町村は食育基本法を作成し、その要旨を公表しなければならないということで制定してあるわけですが、いずれにしても、食育に関しての専門知識者、関係機関、各種団体、例えば食生活改善推進連絡協議会との連携を図り、早期に推進計画を作成できると思いますが、すばらしいシンクタンクの職員でございますから、即立ち上げていただければ幸いです、この辺ももう一度決意をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 阿波山徳蔵線バイパスの第2工区の内容、それから錫高野石塚線の件につきましては、担当課長の方からご答弁を申し上げます。

また、食育基本法につきましては、議員ご指摘のとおり、平成17年6月10日に法が成立をしております。それらに沿って、できるだけ早い時期に基本的な計画を立ててまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 都市建設課長、小林修一君。

〔都市建設課長小林修一君登壇〕

都市建設課長（小林修一君） ただいま6番小林祥宏議員の質問にお答えいたします。

阿波山徳蔵線のバイパスの2工区につきましては、2工区といいますと、1工区を終わらせて、矢の目沢牧場の入り口からちょうど7の04号線、ちょうど観世音から岩船の住谷に抜ける道路でございます。そこまでの間813メートル、これにつきましては若干のり面が変わる予定でございますので、路線が若干1メートル、2メートル振れる可能性があるものですから、それにつきましては工事の着工はおくれると思われれます。その先の3工区ですね、町道7の04号線から県道の錫高野石塚線までについては現在一部発注がなされているところでございます。

続きまして、県道錫高野石塚線の石塚と高久の境でございます。その境橋付近の改良で

ございますけれども、全体延長が660メートルでございます、ちょうど高久側の坂の上のところまで、あと、さらに石塚側の狭いところ、それまでの延長が660メートルということでございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 6番小林祥宏君。

6番（小林祥宏君） 第1点の阿波山徳蔵バイパスですが、いろいろ鋭意努力していると思われませんが、地権者も本当に用地を提供して早い完成を待っているわけでございます。早期開通に向けて特段の努力を願います。

第2点の錫高野石塚線ですが、阿波山徳蔵線同様、所期の目的が達せられますよう県へ強く要請していただきたいと思えます。加えて、国・県とも現在予算編成の時期でございますが、町長、関係機関にトーンを高くして要求していただきたい、このように思うわけでございます。

第3点の食育についてですが、トマトが赤くなると医者青くなる、こういう言葉がございます。また、太るもやせるも食事が基本と言われております。このようなことから、いかに食が重要であるかと思えます。食育を推進することによって、生活習慣病の予防、それに伴い将来医療費が縮減されて、町の財政によりよい効果があるかと確信する次第でございます。どうか速やかに取り組んでくれることをお願いいたしまして、以上で私の質問を終結いたします。ありがとうございます。

議長（小林 宏君） 以上で、6番小林祥宏君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、7番玉川台俊君の発言を許可いたします。

7番玉川台俊君。

〔7番玉川台俊君登壇〕

7番（玉川台俊君） それでは、通告によるところの一般質問を始めます。

まず初めに、財政問題について伺います。

新聞報道によりますと、実質公債費比率が18%を超えると、起債が知事の許可制になります。城里町は17.2%で、県内44市町村中上位9番目にランクされており、財政の硬直化が深刻な状況に陥りつつあると思えます。当町は、合併をして、特例債の活用で新町の整備を進めていこうとしている最中であり、今後も特例債の起債が必要不可欠であります。

そこで伺うものであります。1つは、合併特例債の起債についてはどのような考え方が。既に知事の下承済みと考えるものなのか、それとも20%を超えると許可を受けるものなのか。また、起債額の自主財源5%分があると仮定しまして、特例債はあとどのぐらい起債可能なものなのか。

2つ目は、健全財政維持の取り組みについて伺います。

さらに、徴収される税や使用料、負担金等の滞納状況とその徴収の取り組みについて伺います。

金額については監査委員の意見書で事足りておりますので、数字的な答弁は結構であります。17年度末で町全体の累積滞納額が4億5,845万9,000円であり、一般会計歳入の4.6%相当、町民税の55%に相当する巨額であり、毎年のように膨れ上がっていることから、滞納整理は最重要課題であると思います。執行部としての取り組みを伺います。

次に、少子化問題について伺います。

昨年度の出生数は、10年前に比べ半数に減少しております。出生数は、平成8年までは240名前後でありましたが、平成9年に180台に減少し、翌平成10年の220名ほどを最後に、11年度以降は200名を超えることがなく、ここ3年は150名以下に減少し、平成5年以降の資料では、最大263名から昨年の129名と半数を下回るほどに急激に減少しております。18年度は145名が予定されておりますが、今後10年後、20年後、30年後とこのまま減少が続くと、年齢別人口図は逆三角形を描くことから超高齢者社会に陥り、町税、健康保険税、介護保険、年金等の負担人口が減少し、減収は明らかで、制度の存続が危ぶまれる時代に突入していくと考えられます。この切実な少子化問題を抱え、町の将来はどのように展望されるのか。また、打開策はあるのか。さらには、少子化の要因は何と考えられるのか伺いたいと思います。

2つ目は、町の取り組みの1つであります次世代育成支援金の支給に関して、支給対象者と受給者数の差異はあるのかどうか伺います。これは、町民にどのように周知されているのかを見る指標として伺うものであります。

3つ目は、子どもを保育園に通園させているご家庭では、引き続き児童を保育する環境にないと思われれます。児童福祉法第6条の2第6項で放課後児童健全育成事業が規定されており、21条の11で地域の実情に応じた事業を行うとされておりますので、当然学童保育の要望があると思います。どのように対応されているのか伺いたいと思います。

次に、大問3は、ホロルの湯について伺います。

ホロルの湯は、開発公社への委託事業から指定管理業者による運営へと移行し、半年がたとうとしております。経費削減効果や施設のサービス向上が期待されているわけですが、残念なことに、5月にはレジオネラ菌が検出されるなど、重大な問題が発生しております。運営の責任は業者にあることから、業者選択に問題がなかったのか、再考する必要があるかもしれないと思います。契約は5年契約であります。レジオネラの検出等は衛生管理の問題であり、業者の責任であることから、急激な利用者数の落ち込み等が見られるようであれば、管理運営に関する協定書第3条、ホロルの湯の設置目的である公共性や趣旨を尊重することに反することになり、入湯税の減収につながる問題であり、第38条第3項の規定に該当すると思われれます。契約の再考をする判断としては、ホロルの湯を利用される方々の利用率の動向を見るのが一番客観的な判断基準になろうと思いますので、伺います。前回質問したときは、レジオネラ菌検出後の短期資料では15%の減少でありましたが、4月から8月までの5カ月間の今年度の利用者数の数は、開業して以来4

年になりますが、その同時期と比べてどのような数が見られるのか、その数字を伺いたいと思います。

続いて、大問4として、発達障害について伺います。この問題については昨年質問した経緯がありますが、新たな問題もあり、再度伺います。

1つは、学校の教師が認識する発達障害を持つ児童・生徒は平均で6.6%に及ぶと言われていることではありますが、これは学習障害がないケースであり、実際はこれ以上に上るとも推測されている点について、教育長はどのように認識をされ、対応されているのか。例えば、教職員が保護者に通知をすとか、相談先を紹介するなど、マニュアルがあるかどうか伺うものであります。

また、5歳児健診等の実施や発達障害という病気を正しく理解していくための啓蒙活動を以前提案し、気軽に相談できる仕組みを構築し、健診事業を充実させるべきではないかと質問したものであります。このことについては何ら啓蒙活動がされているようには見受けられません。過日行われた3歳児健診でも、約30名の中で1名ほど発達障害があると見受けられる幼児がおりましたが、実際は何も勧告等ができないのが現状であります。事前に障害が見受けられるときには自動的に保護者にお知らせをするという仕組みをつくり、保護者もそのつもりで健診を受ける体制が必要であろうと思います。1年たってもこの問題が発展しておりませんので、健診事業のあり方について伺います。

大問5は、消防に関して伺います。

9月1日は関東大震災が起り、今日防災の日として、その災害を教訓にさまざまな訓練等が行われております。震災による犠牲者の多くは、火災による犠牲が大きかったと聞いております。また、単に火災発生においても初期消火が重要であり、地震等による断水によって放水ができないことなどを考えますと、訓練された消防団員の方々ではなくとも、だれでも扱える消火器は有効な手段になることから、ホース格納箱に初期消火として消火器を配備してはいかがかと思っております。格納箱には消火器が収納されるスペースがないと聞いておりますが、地域の皆様になじみのある格納箱設置場所に消火器用の格納箱に入れて設置をしてはいかがか、そのようなことで聞いておりますので、消火器の配備について町長に伺うものであります。

最後に、教育問題について伺います。

1つは、城里町の新事業であるふれあいの船事業の成果と、その参加児童が体調不良で途中で飛行機によって帰宅したと聞いておりますが、状況等を含め、今後の課題について伺います。

2つ目は、スクールバス導入についての考え方を伺います。

8月に町内10校の小学校を視察してまいりましたところ、遠距離通学の問題があるようでございます。そこで、教育長は、低学年の児童が徒歩で通学する適切な距離としてどのくらいまでが限界とお考えか、伺いたいと思います。

また、文部科学省では、昨年12月に発生した下校途中に行方不明になり常陸大宮市で遺体で発見された事件等を契機に、登下校の安全確保面からスクールバス導入の研究を進めていくという報道がありました。6月議会において登下校中の事件事故について伺い、三村教育長より就任以来事件事故等はないと答弁いただきましたが、昨年ある懇親会の途中教育長が中座されましたのは、生徒が下校中に暴行を受けたという連絡が入り中座されたと聞いております。このような事件はあったのか、なかったのか伺いたいと思います。

遠距離通学、登下校の安全確保の面からスクールバス導入を考えるべきと思いますが、遠距離通学や事件性の認識の違いもありますので、適正距離と事件の有無について2点伺いまして、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長、金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 7番玉川議員からのご質問にご答弁申し上げます。

第1点目の財政問題についてであります。実質公債費比率17.2%ということで先日の新聞等にも報道されまして、県内で城里町は数字の高い方から9番目であります。地方分権を進めるため、市町村の地方債発行等につきましては今までと違いまして、本年度から原則許可制から自主的発行可能な協議制へと移行してまいりました。従前は、県に協議をして、県の許可が出て起債ができる。これからは自主的に市町村みずから起債を起こせると、そういう制度であります。それについて、財政指数が一定水準より悪い自治体については従前どおり許可制になりますよ、そういうことが基本的なことです。今までそれらの指数については一般会計の公債費負担率を算定をしておりましたが、本年度からは従前の一般の起債、これと、特別会計の起債に対する繰出金、また、事務組合等に対する起債償還のために出す繰出金、そういうものも含めて総体的に財政内容を見ていくと、そういうふうになってきたものであります。それらの数字の中で17.2%というような数字が出てきておるわけです。

これにつきましては、今後とも健全財政を維持していくということ、基本姿勢には変わりはありませんが、起債等についてもやはり選択をしながらやっていく、そういうふうを考えております。いずれにしましても、長いスパンで財政を維持していくという考えでありますので、公共事業、下水道事業、そういうものも推進をしなければなりません。そういう中で、やはり節度ある起債を選択して健全財政を進めてまいりたい、そのように考えておるところであります。

また、合併特例債につきましては、合併時における標準的な計算でいきますと、例えば城里町は幾らぐらいですよ、常陸大宮市は幾らぐらいですよという試算が出ておりますが、現在のところ、その65%程度を合併特例債で起債をしていくということで計画を進めておるところであります。これらにつきましても、なお選定、時代の変遷、そういうものを見ながら取り組んでまいりたいと考えておるわけです。

いずれにいたしましても、町債残高が累増しないような財政構造を確立するということでありまして、これらに対しましても内部の管理経費、また事務事業の見直し、そういうものに取り組んでまいりまして健全財政を維持してまいりたいと考えておるところであります。

また、税の徴収の問題であります。総体的には一般的な税、そのほか使用料、そういうものについても滞納はあります。地方自治は、住民の公平な税負担により、そういうものを基礎に置いて運営をしておるわけでありまして。滞納が放置されるようなことになると、行政に対する納税者の信頼が損なわれ、税務行政の円滑な運営確保ができなくなります。まじめに納めた方、そういう者に対する不公平感が逆に出てくるのではないかと考えておりますので、公平な執行をこれまで以上に求めてまいりたいと考えております。

滞納事案につきましては複雑で処理困難なものも増加しておりますが、町税は町政の基盤となるものでありますから、ただいま申し上げましたように、税の公平、公正、そういうものを十分認識しながら、税務行政を担当する職員一人一人が、徴収率の向上をさせるため何が必要なのか、そういうこともそれぞれのポジションで考えながら、限られた予算、人員の中で町税の率のアップに取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

続きまして、少子化問題であります。出生率、それらにつきましては議員ご指摘のとおり、年々出生率が低下をしております。このままでは、やはり将来的には逆三角形の社会ができていくという懸念もこれ大であります。

2年ぐらい前に、人口問題研究所というところで2030年の人口の予測をしております。全国各市町村別に、将来2030年にはどれだけになるだろうというようなことでありますが、本来は2005年の国勢調査の中では常北、桂、七会等については減少に入らないというふうな予測であります。それが減少に入ってきたということで、非常に早いスピードで出生率が低下をして人口減少時代に入ってきているということがそれらにも読み取れるのかなと考えておるところであります。

総体的には、1地域だけで取り組むべき問題、それから国全体で取り組むべき問題、そういう問題をよく区分けしながら、町としても取り組んでいかなければならない問題については細かに取り組んでまいりたいと考えております。

ちなみに、世界的には人口はふえているというような人口増加の世界的な問題ですが、やはり日本の国を維持していくといいますが、そういう点についてはバランスのとれたやはり地域社会、人口構成が必要ではないかと、そのように考えておるわけでありまして。年々ふえていく社会保障費、そういう問題についても、やはり社会全体が支えていくということになりますと、適正なる人口構成が必要ではなからうかと私も考えておるところであります。そういう中で、なお少子化対策についても、町としてできるものについては取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次世代育成支援金の支給についてであります。次世代育成支援金の支給状況について

は、直近のデータでは延べ74世帯に対して支給をしております。ご承知のとおり、この次世代育成支援金制度については本年度から実施をいたしまして、町独自の少子化対策事業であります。制度の内容については、当初からリーフレット等を作成し配布しております。また、町の福祉施策の情報誌ともいえる健康福祉ガイドマップ、そういうものにも掲載をして各戸配布をいたしました。さらに、情報誌等にも2回ほど掲載をいたし、各種母子健康検診、窓口への出生届けの際にも支給に関する情報、案内を行うようにして周知徹底を図っておりますが、今後とも申請漏れのないように、それらについても十分に配慮しながら周知を図ってまいりたいと考えておるところであります。

学童保育についてであります。6月末に学童保育に対する実施要望調査等を児童の保護者対象に実施をしております。その結果、未実施地域でも47%の世帯で実施要望がありました。今後、国の施策及び県の要望等を視野に入れながら、現在小松小学校で行われております保護者、地域の方々による自主運営方式による実現の可否、そういうものを含めまして、教育委員会及び各小学校とも協議しながら学童保育実施地域の拡大に向けた努力を重ねてまいりたいと、このように考えておるわけであります。

国などでは空き教室を使ってはどうかというような施策であります。教育委員会とも現在いろいろ協議をしておりますが、純然たる空き教室というのはなかなか出てこないというような現実でありますので、そういうものを十分検討を加えながら学童保育の拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、ホールの湯であります。民営化といいますか、指定管理者制度になりまして5カ月を経過いたしております。その間の利用率の動向についてであります。4月から営業を開始をいたしてありまして、前にも玉川議員からもご質問がありました。4月が前年対比でいいますと92.8%、5月がいわゆるレジオネラの問題がありまして、休館日がありまして、営業日数が8日減りまして69.4%。6月が72.3%、7月が89.0%、8月が89.5%、徐々に回復傾向にあるのではないかと、そういうふうに思っております。

また、経営者の方では、水泳教室、各種イベント、それらも含めまして、いろいろな催しも実施をして集客に努めておるようではありますが、なおこれらの事業についても十分経営に反映できるような方向にいけるように指導してまいりたいと考えておるところであります。

また、入湯税につきましては、総体的にはほぼ現在のところ横ばいというような様相でありますので、十分今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、発達障害についてであります。これにつきましては学校教育現場での問題が多いかと思っておりますので、教育長の方からご答弁を申し上げたいと思っております。

次に、消防に関してであります。議員おっしゃるとおり、火災に対しては初期消火が非常に大事であります。これらについて、現在ホース格納庫に消火器を置いてはどうかというようなご提言ではありますが、消火器の寿命はその保管場所によりましてもちが変わっ

てまいります。製造物責任法やメーカー側の示す耐用年数などでも中の薬剤は5年、本体は8年とおおよその目安が示されておるわけであり。屋外など高温になる場所や湿気の多い場所になりますと、それらの寿命についても影響があるのではなかろうかと考えておるわけであり。

火災の初期消火に対しましては、ご指摘のとおり、消火器の設置をして、そこから持ち出して初期消火に当たるということも非常に大事であると思いますが、木造家屋の場合は天井に燃え移って、サイレンが鳴るころにはもう火が回っているというような現状であります。初期消火については、できるだけ各家庭で消火器等を備えておいていただいて、いざ火急のときにはそれらを携帯して初期消火に当たっていただければ一番いいのではなかろうかと考えておるところであります。

次に、教育行政であります。これにつきましては教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

三村亮一教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） まず、発達障害についてということですが、これにつきましては、現在教育委員会として取り組んでいる内容をお話したいというふうに思っています。

教育委員会としては、3歳児健診等で異常の認められた者、例えば広汎性発達障害、自閉症等については健康福祉課の方から連絡をいただいておりますし、幼稚園に入ってきた場合にそれへの対応については十分検討しているところで、指導にも工夫を加えているところでございます。さらに、小学校に入学するときの就学時健診でも、再検査等を実施して規定に達しない子どもたちについては、就学指導員、これ町内に3名いるわけですが、この方、それから学校教育指導員等で保護者と面接相談に乗っているところでございます。専門機関として、例えば教育研修センター等の紹介というようなことも十分働きかけておりますし、昨年度は数回面談した中で飯富養護学校に入学したという児童もいるわけですが、ただ、保護者の方でも認めたくないというのか、そういう傾向もあって、なかなか専門的な機関で受けること、それから、専門就学指導員との面談、さらには学校教育指導員との面談についても積極的に受けてくれるということが非常に少ないことはちょっと残念に思っているところでございます。

なお、そういう子供たちが小学校等に入ってきた場合に授業に支障が出てくるというようなこともあるわけで、現在そういう場合に生活補助員としてそれぞれ対応しているケースが数件ございます。

それから、ふれあいの船の成果と今後の課題ということでの話ですけれども、今年度はA班として常北地区98名、さらに、B班として桂、七会地区の子どもたちを主体にして104名という参加で、2回に分けて実施をいたしました。そういう中で、実施に当たって

は、保護者説明会及び児童参加の打ち合わせ会を2回開いたわけですが、なかなか集まってきた打ち合わせというようなことなものですから、最初は本当に烏合の衆という集団の状態からの出発でございました。しかし、そういう子どもたちが触れ合いを深める中で、集団生活におけるルールやマナー、こういうことを身につけることができたのではないかとこのように思っていますし、これが非常に大きかったなということを感じているところでございます。

なお、実施しました後、学校から子どもたちの様子で何か変化が見られたでしょうかということで報告をいただいたんですが、大集団の中で生活することのよさを実際に身につけることができたというような少人数学級からの報告もございましたし、さらには、今までは何となくおどおどしていたような子どもたちであったんですけども、それが学校生活の中でも自信を持って行動できるようになってきたような気がするというような話も出ています。さらに、全体の行動は10分前行動、5分前集合ということで活動させてきましたけれども、これについても学校集団生活の中でそういうことが、特にスタートしてすぐ運動会というようなことがありましたので、そういう中でそういう習慣づけができてきているのは大変うれしく思うというような報告も受けているところでございます。

そうした中で、何といても、このふれあいの船の中で高校生と子どもたちの間に、高校生にリーダーという形で参加をお願いしたわけですが、お互いにこの5日間の団体生活でお世話になったことを認め合い感謝し合うという、そういう考え方というのか、心が育ってきたのが非常に大きかったということを感じております。終わりの集いの中でお互いに涙を流し合って本当に感謝し合っている姿というのを見たときに、私も胸が熱くなりました。その終わりの集いを閉会してからも、10分ほど子供たちがその場に居座り続けたというのか、高校生と本当に感極まったという場面を見たこと、そういうことで、非常に大きな成果を得られたというふうに思っております。

なお、現在子どもたちから寄せられた感想文の文集編集に当たっているわけなんですけど、そういう中でよかった、楽しかったということが大変多く書かれてはいるわけですけども、集団生活での有意義な体験であったということを感じている子供たちがいたことも非常に心強く、やってよかったなということを感じているところでございます。

続きまして、スクールバスの導入についてということですが、議員さん指摘のとおり、長距離通学になっている地区もでございます。そういう子どもたちに対して安全という面からスクールバスをとということでございますけれども、これにつきましては、現在のところまだスクールバス導入についての考えは持っておりません。確かに、安全を確保するという面からいけば、少しでも歩く距離を少なくしてやるというのは1つの方法かとは思いますが、それに伴いいろいろな面も出てくると思うので、この点については今後検討しなければならない課題であるというふうに考えております。

なお、子どもの事故の件につきましては個人情報ということもありますので、これにつ

いてはお答えは控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） なぜか私の質問には町長、教育長とも誠実な答弁をいただけないようで残念でありますけれども、ほとんど聞いていることに対して答弁がないようでございますので、もう一度伺いたいと思います。

財政問題でありますけれども、具体的な取り組みが全くお話がございました。例えば、私が望んでいるものを最近新聞等で見ますと、県の方でも水戸市の方でも、例えば滞納者にタイヤロックをすとか、あるいはそれを予告することでかなりの効果があるという報道がありました。こういうことを町としても検討しているのか、いないのかという具体的なことを聞きたいということでございますので、その取り組みについては、検討をするという言葉はずっと検討されているはずなので、具体的にどういう話し合いがされているのかなということでございますし、税務課の職員さんだけではなくて、全職員で考えるべきではないかと思えます。

それと、例えば滞納を予防するというのも大切だろうと思えます。聞くところでは、保育料の滞納もあるということでございます。住宅においては民法における契約の方法ということで保証人をつけているということでございますが、保育料に関しては保証人をつけるということも検討されていいのではないかと。というのは、その保育の実施に関する条例第1条及び第2条の理由により入所を申し込みする場合は、労働による収入等があるはずなんです。ですから、こういうケースに至っては、病気等の理由によるという場合でなく、労働による収入があるはずの申し込みに関しては保証人をつけていただくとか、そういうことを実施することが滞納の予防につながるのではないかと。そういうことも検討されてはいかがかということでございます。

それから、例えば自主財源を確保するというのも大切ではなからうかと。第1回の定例議会で、NUMOの最終処分場の誘致等を考えてはいかがかというお話もしましたけれども、そういう必要性もあるのではないかと。このままの財政でいいのか。これは、人口問題にも関係してくることでございますし、少子化問題にも関係してくると思えます。

次に、少子化問題でございますが、その打開策をお聞きしましたけれども、何ら答弁はございませんでした。少子化の要因は何かと考えられるということも、残念ながらありませんでした。

この少子化の要因ということで、私もちょっと職員に聞いたところ、どうしたら子どもをたくさん産んでもらえるかということをお聞きしたところ、やはり子どもには苦勞をさせたくないの、お金がたくさんかかるから、なかなか子どもをたくさん産めないというのが現状であるようでございます。これは、根本的な問題として、集団の世帯から3世代が一緒に住むとか、昔のような生活状態であれば保育料というものは発生しません。おじいさん、おばあさんが見てくれるという、また家賃等もかからない。ところが、核家族が

進んで、長男であってもアパートを借りて住むとか、また、当然共働きをしますので、保育料が発生するとか、こういう問題があるので、働いてもお金がなかなか余裕がない。ですから、子どもをたくさん産めないという悪循環に陥っているところに問題があるのかなと。こういうことを考えますと、教育の中でも昔のように長男であれば実家で生活をしていただくような考え方が必要ではないかという教育もされる必要もあるんじゃないのかなと思います。私の単純な計算であります、家賃だけでも年間80万円ほど、例えば実家に入って生活をすれば、80万円ほど年間蓄えができる計算になっております。そういうことから、お金を蓄えようとすれば本来はできるんであろうけれども、そのライフスタイルの違いから、そういう生活を望むということから問題があるのかなということでございます。そういうことを少し考えてみる必要があるんじゃないかと。

それと、人口の南北格差ということもあるんでしょうけれども、この北部に位置する城里町は、きょうかきのうの新聞でも人口が190何名減っているという結果が新聞報道がありました。前回の議会で示された行動計画でしたっけ、それには人口がふえるというようなことがありましたけれども、そもそももうその見通しが全く間違っている方向にしております。そういうことを考えまして、この南北問題で、問題は北部に産業がない。仕事をする場がなかなか少ない。ですから、人口が少ないところはなおさらその速度が増しているということがあります。その地元就職ができる職場があるにこしたことはない。そういう誘致を考える必要があるんじゃないかと。そういうことも含めて伺いたいと思います。

それから、学童保育に関しては要望があってもできない、空き教室とか問題もあるんでしょうけれども。これは、ある程度子どもたちがまとまらなければできないということから、やはり学校の再編を積極的に考えなくてはいけないんじゃないかなということでございます。その辺の答弁をいただきたいと思います。

それから、ホロルの湯でございますが、先ほど開業して以来ということでお聞きしましたけれども、これはどういう比較でそのパーセンテージが出たのか。前年度比較なのか。この前年度比較平均90%欠けるということではありますが、果たしてこの1割減というのが妥当な数字なのか。私は、ちょっと厳しいんじゃないかなと。95%ぐらいは欲しいなと思いますが、その辺はどうなのか。毎年1割ずつ減っているのかどうか。このまま1割ずつ減ってしまうと、数年先は利用者がいなくなってしまうということでございます。

それから、前回ちょっとお聞きできませんでしたが、例えば入湯税の問題であります。この9割の利用者数、その入湯税が横ばいだという説明がどういう横ばいか私はちょっとわかりませんが、例えば5月の場合は、レジオネラ問題があって利用者数が激減して、当然のごとく入湯税も少なくなっているわけですが、そのようなときには町として損失補てんを要求してもいいんじゃないかと。本来入るべき、例えば9割でいれば9割相当額が入るわけですが、減っている分をその問題としては基本的に業者の方に責任があるわけですから、その辺を町としてただ結果だけ見ているのではな

くて、そういう内容を今後そういう問題で利用者が減った場合には損失補てんを要求するような内容を協定書に盛り込むことも考えてはいかがかと。こういうことに関しては想定していなかったようで、ちょっと協定書の内容からは今ちょっと無理がありますけれども、この協定書自体を見直すことも必要ではないかということをお願いしたいと思います。

次に、発達障害でございますが、教育長の答弁というのはどなたが見ても障害がある子どもの話でございますが、この話は以前聞いたとおり私も納得しております。そうではなくて、学校の先生が今問題化されているのは、普通に勉強はできる。ただ、行動に問題があるということで、6.6%いらっしゃるという見解があるそうでございます。ですから、この子たちにどのような対応をされているのかということを知りたいわけですね。養護学校に入所させるような子どもはどなたもわかります。そうではなくて、普通に勉強、読み書きができて学習には問題ないんだけど、行動に対して問題があるという子どもで、昔でいうとちょっと落ち着きがないという見解なんだろうけれども、今はそれが発達障害ということで区分される内容でございます。この辺を、教育長も言うとおり、親としては認めがたいということがあります。ですから、健診においても発達障害というのが日常的に普通にある病気だということを知覚する必要があると。ですから、逆に父兄の方から相談があって、例えば相談がなくても自動的にそういうことを町としてもお知らせしていきますよと、そういう取り組みがルールとしてあれば、お知らせを出すことは簡単ではなかろうか。そういうことを聞いております。その点について全く答弁がないので、お聞きしたいと思います。

3歳児健診においてどのように担当課でされているのかわかりませんが、実際そういう健診に来るときに、内科でも歯科でもどなたでもいいと思います。職員でも、あると思われるときには自動的に通知を渡して相談先を紹介するというような内容が、そもそも健診に来られる方に事前にお知らせしておく、こういうルールがあれば、抵抗なくお知らせを出すことができるのではないかと。その先は父兄の個人的な問題でありますけれども、そういうルールづくりをする必要があるだろうと。また、啓蒙をする必要があるだろうということなんです。そういう活動が、担当課長がかわっているということもありますけれども、引き継ぎができていないんじゃないかなと。答弁では啓蒙をしていくというような答弁をいただいておりますが、残念なことにはありませんでした。

消防に関しては、なかなか初期消火というのは難しいと。もう火がついてしまえばなかなか手が出せないということで、各家庭に消火器が備えてあればいいんだろうということでございます。それもそう思いますので、それはそれで消火器を確実に備えていただくように案内を出すことも必要ではなかろうかなと思います、この問題については。できれば、留守のお宅とかいろいろあるんだろうと思いますし、そういうことを町が備えてもいいんじゃないかなと。

これは、私の発想ではなくて、ある町民からの発想で要望があったことでございます。

本来は町内に自治長さんとか、そういうところに置きたいんだけど、なかなか個人のところに置いてしまうといざというときに使えないと。ですから、格納箱のところであればということなんです。消火器は、消火器用の格納箱があります。ちょっと予算もかかるでしょう。なかなか難しいと思いますが、初期消火が大切であるということから、そういうことも考えていただければと思います。

次に、教育問題でございますが、体調不良で1名帰宅された点についてちょっと報告がございません。どういう体調不良であったのか、そういうことをちょっと状況的に、その成果は伺いましたので、今後の課題であります。今後の課題としてはどういう問題がある。例えば、聞きますと、虫にたくさん刺されてしまったとか、そういう報告も聞いております。そういう問題はなぜ発生してしまったのかなということも検討する課題ではなからうか。

それと、この原油の高騰によりまして、フェリーも来年度多分運賃が上がるんだろうという報道もありました。上がるかどうかはわかりませんが、仮に上がったときに、その補助をどういうふうに補助額を出すのか。今回65%近い補助を出しております。例えば、単純にそのフェリーの運賃が高くなった分を町がさらに負担するのか、その辺の問題をどうするのか。財源は大変厳しい中でございます。修学旅行には1人5,000円しか補助を出しておりません。この補助率が妥当であるかどうかは前回聞きましたけれども、こういう課題をどのように教育委員会は考えるのか、それを伺いたいと思います。

それと、スクールバスの導入について考えていないということはわかっております、教育長の考え方としては。先ほどの学校の遠距離通学の問題でございますが、私が聞いたのは、小学校の低学年が徒歩で歩いてどのぐらいの距離が妥当だろうという認識をされているのか、その距離を聞いておりますが、答弁がないので、もう一度聞きたいと思います。教育長さんとしてどのぐらいの距離が妥当かという問題を聞いております。ですから、距離についての考えを示していただきたいと思います。

それから、その事故があった、なかった、事件があった、なかった。個人情報の問題であるということはわかりますが、事件があった、なかったか、それだけは答えていただければ問題だと思いますので、ぜひその有無についてだけ、詳細は必要ございません。有無についての答弁を私は求めていますので、それは個人情報の問題ではなからうと。お答えをいただきたいと思います。

2回目終了します。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員からの2回目のご質問でございますが、税財源の問題であります。確かに、健全財政、また今後の町の財政等を考えていけば、税源をどこに求めるかということも大事な要素であります。そういう中で、企業誘致、また実質的な町民所

得の向上、そういうものを上げるような取り組みを続けていってまいりたいと考えております。

また、NUMOの問題であります。私はNUMOについては、核廃棄物の地下埋設施設、これについては相当な面積を必要とします。また、現在の段階では町民の納得を得られないと思っておりますので、これについては誘致をする考えは今のところございません。

それから、徴収されるべき税、使用料の滞納状況と徴収の取り組みであります。滞納処理の取り組みについては、先ほど申し上げましたように、納税していただいている方に対する不公平感をなくすということも大事だと思います。これらについて、長期滞納、また特別な理由のあるものについては、県の債権機構、滞納整理の機構がございます。これにも加入しておりますので、それらと十分連携をとりながら滞納整理に当たってまいりたいと考えておるところであります。

また、保育料等の問題であります。先日担当課と打ち合わせをしましたが、保証人については難しい。保証人を立てるやり方はできないだろうというふうなことであります。保育園に在園している在園中に必ず納めてもらうようなやはり努力をしていくことが必要ではないか、そういうふうに思っております。それらについて、園とも協議をしながら進めてまいりたいと考えておるわけでありまして。

次に、少子化問題であります。玉川議員おっしゃるとおり、子どもの教育、また、社会的な情勢に対して金がかかるといえることがやはり切実なる要因ではないかと思っております。それじゃ、金を100万円とか200万円とか出せば産んでくださるのかといえ、一概にそうも言えないところもあると思っております。次世代育成支援事業をことし導入をいたしました。これについてもやはり第3子まで産んでいただきたい、そういう切実な願いを込めて、出産時に10万円、3年目10万円、6歳時に10万円、そういう独自の施策を出したわけではあります。少しでも少子化対策に役立っていただければ、そういう切実なる願いであります。

また、地域に若い人が魅力ある就職口がないということも1つの問題かなと思っております。交通体系、いろいろなものを整備しながら、やはりここに住んでいてもそういう地域に通勤できるような地域のインフラ整備もしていくのが大切ではなかろうかと思っております。

次に、学童保育の問題ですが、先ほど申し上げましたように、空き教室の問題、それから学童保育、Aという学校に入っている子どもが、B地域に学童保育があるからB地域に行って、今度は帰りにはA地域を飛び越してC地域に帰ってくるというふうなことではなかなか効率的にはうまくないというようなこともあると思っておりますので、そういう中で、A地域の中ならA地域の中でそういうものが完結できるような、そういうことをしていく必要があるのではないかと考えております。

次に、ホールの湯の問題であります。全体的に先行しております例えば美和温泉ささ

の湯、また御前山四季彩館、そういうものを見ても、四季彩館等においてはオープン当初平成7年26万6,000人の入館者がありましたが、平成10年ごろには約20万人、平成12年には16万5,000人、現在が14万から15万で推移しておるということであり、施設をつくるときの収入見込み、それから集客人口、そういうものをどこかで押さえているかということが問題になるかと思いますが、いずれにしても、オープン当初は人がふえて、だんだん下がっていくところでそれが落ち着くのかということが大事かと思っております。

また、ささの湯等につきましても平成7年に開業をいたしております。その後、15年4月にリニューアルしておりますが、そのときが14万8,300人。それから、16年度が1万人減って13万8,350人というような数字であります。17年度は若干上がったということですが、合併で無料入場券を8,500人配付したということもありますので、それは数字には入らないと思いますが、いずれにしても、17年は前年度より5,000人ほどふえて14万3,000人という数字になっております。先ほど申し上げましたように、減少をしないような運営をしてみたい、そういうふうを考えておるところであります。

また、入湯税の問題であります。人員が減っていて入湯税が余り減らないということですが、従前町民利用券、それから招待者、この方々には入湯税をいただいておりますが、今年度から入湯税をいただくというようなシステムでありますので、それらでカバーをしておるというのが実情であります。

また、入湯税の問題の損失補てんについては、現在のところ求める考えは持っておりません。

以上で、消防の件につきましてはよく消防団とも協議をしながら、そういう中でお互い近隣相助け合いながら初期消火に当たっていただけるような啓蒙活動をしてまいりたいと考えております。

以上であります。不足の分については教育委員会の方からお答えを申し上げたいと思います。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 1点は、発達障害への件だということに考えておりますけれども、もっと説明をして、文書を配るなりして理解を求めてはどうかという話だったかと思いますが、非常に子どもたちの発達障害についても差があるわけです。例えば、1つの何かあったときに、非常にそれに激高する子どもと、そのために落ち込んでしまう子どもと、そういうこともありますし、そういう面では非常に一人一人の差が大きいというようなこともあって、なかなかそれを周知させるための印刷物をつくって配るということも非常に難しいところがあるかというふうに考えております。

それから、同じようになんですが、例えば就学時健診等で何か異常が見られるというときに、あんな子どもはこういうことじゃないですかということでプリントを配るという

ことも1つの考え方とは思いますが、うちの子供をそう決めつけるのかという非常な反発もあることは事実でございますので、その辺については十分話し合いの中で共通理解を図りながら進めなければならないというように考えているところでございます。

6%あるんじゃないかという話も出ましたけれども、普通学級で問題になる行動が見られるということもあることは事実でございます。そういうことについては、担任の先生とも、それから学校教育指導員とも十分連絡とりながら、それぞれの場合について対応を考えているところでございます。

それから、ふれあいの船の成果と課題という中で、途中帰った子どもについての説明がなかったのではというお話がありましたけれども、この子について余り具体的に話すことは、これもプライバシーにかかわる面もあるかと思うんですが、とにかく船に乗ったときから元気がなかったということが事実でございます。それは、精神的なものだったのか、肉体的なものだったかについては、私としては判断するすべを持っておりません。ただ、食事が十分とれない状態で過ごしていましたし、医者の方からもこれで船で帰すのは無理ではないかという指導もありましたので、やむを得ずというのか、本人の健康を気遣って飛行機で帰したというのが実態でございます。

なお、財政、確かに船の燃料の件、船長さんからも直接伺いました。現状ではもう目いっぱいなんだという話を船長さんがしていたのが印象に残っているんですが、この問題については今後検討しなければならないというふうに考えているところでございます。

なお、課題の1つとして、子どもたちを引率した中で、自分の健康管理を自分でできない子どもが最近ふえてきたんだなということを実感として感じました。毎日飲んでいる薬の飲み方を本人がよく知らないというのが今の子どもたちの実態として感じられましたので、とにかく自分の健康は自分で管理しろということ強く要望した点もありました。そういうことで、健康管理の面の弱さというようなこと、あるいは、さっきちょっと食育の話が出ましたけれども、偏食の問題とか、そういうことについても非常に今の子どもたちの問題が改めて認識されたところもありますので、これからそういう件についても校長会等で十分話をして指導に臨んでいただきたいというのか、指導していただくというふうに考えているところでございます。

それから、スクールバスの件の低学年の徒歩は何キロが適当なんだという教育長の考えはというんですが、私としてもこれはっきり何キロまでということ認識している面はございません。ただ、4キロも5キロもということになると、これはちょっと1年生として長過ぎるなということは感じますけれども、ある程度この辺の通学については保護者の方の協力も得ながら進めなければならないというふうに考えているところでございます。

事故の有無についてもという話でしたが、これについては先ほど申し上げましたとおりでございますので、ご容赦いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 7番玉川台俊君。

7番（玉川台俊君） 2回聞いてもなかなかまともな答弁をいただけないので、再度伺いたいと思います。

財政問題でございますが、先ほど、例えばの話で保証人をつけるということができない。ということは、私が聞くところによりますと、町営住宅の賃貸は、民法上の契約だから保証人をつけられるという理由でございます。ところが、保育料に関しては、児童福祉法の趣旨に沿って、滞納があれば地方税法の滞納処分に準じるということであって保証人をつけるようなことは難しいということは聞いております。だからできないんだろうということでございますが、必要書類の中に5番目に、その他の必要な書類ということが規定がございます、条例には。それと、保証人をつけてもらう用紙に例えば任意であるということ明記すれば、法の趣旨に反することはないだろうと思います。ですから、その辺を1回検討されてはいかがかなということでございます。その他の書類ということで、その明記しておけば保証人の用紙を出していただくことも可能ではないかと、任意であるということ。その辺をしっかりと検討していただければと思います。

それと、少子化問題で、10万円ほど74世帯に支給したということでありましたが、その74世帯がその時期までに対象となった数なのか。例えば、100世帯本来は請求されるべきなんだけれども、74世帯だけを払ったのか、その辺の差を1回目にお聞きしました。2回目に私も聞き忘れたんですけれども、その差があるか、ないかを聞いております。ですから、74世帯がその時期までに請求される要件であるならば、100%支給したということでございますが、例えば100世帯対象があるんだけれども、74世帯の請求で支払ったということになれば、3割の方はそれを周知が徹底していなくてわからないのかということも考えられるのではないかとございまして。ですから、その差はどのくらいあるのか、ないかを聞いておりますので、その周知がされているかどうかの指標としてそれを見たいということで聞いております。そこを数字を伺いたいと思います。

それと、その100万円例えばお金を出せば産んでもらえると、私もそのようには思っていませんし、ですから、この10万円差し上げても実質どうなのかなということはありません。

それで、一番効率的というか、実質的だなと思うのが、栃木県の鹿沼市は100万円を差し上げて、例えば住宅手当として取得に関しても100万円とか、第3子の保育料は無料にするとか、大体総額500万円ほどの補助を受けられるような内容が報道されておりました。この中で、やはり現実的に当町でもできるのではないかなというような、例えば第3子の保育料を無料にするということは、さほど財政的負担がなくてできるのではないかなと。町営の保育所で保育する場合は、1人ふえても何ら大勢に影響はないだろうという考えからすると、町営で保育するに当たって第3子は無料、これは、補助を受ける方としても大変大きなメリットがあるようでございまして、町としてもお金をかけずにできる事業ではないかなということで、第3子の保育料を無料化するというのもあわせて検討していただ

ければよろしいのかなと。何もしないでは、やはり人口の減少がなかなか食い止められないだろうということでございます。

それから、ホロルの湯の入湯税の件で損失補てんは考えていないということですが、そういうことをなぜ考えられないのかなということも、私はある程度そういう問題が起きて、本来予定として妥当な金額が入るだろうと。その差額をある程度損失補てんをしていただくような内容も盛り込むことも必要ではないかなと。黙って見ているだけでは増収にはつながらないだろうということでございます。

それから、NUMOの誘致に関しては本来ではありませんが、私が第1回の定例議会で質問して議会だよりも載っておりますが、何ら苦情の電話も抗議も全くないということでございます。ですから、町民が納得するとかしないとか、まず町民にそういう考え方を示してみるのもいいんじゃないかということでございます。まずは、誘致に手を上げる以前にそういうことも。この間茨城新聞に載っておりました。鹿児島県の奄美諸島でしたっけ、鹿児島県のある村で手を上げようとしたところ、反対があつてできなかった。だけれども、現実には周りからそういうのは危険だからと、環境が悪くなるということで問題は済まされないと。村としては過疎が進んで財政的にも苦しいという内容から手を上げたいんだと。これは、当町においても同じようなことだろうと思います。ですから、町民が反対するんであればできませんけれども、まずはそういうことも考えてお話をされて意見を伺っていくということもいいんじゃないかなと。メリット、デメリットをちゃんと説明して、そういう誘致を考えてもいいんじゃないかということでございますので、町長としては手を上げたくないということはわかりますけれども、まずはそういう手法をとってみてもいいんじゃないかということでございますので、さらに検討をしていただければと思います。

町税に関してでも、町長は機構の方に委託しているということですが、それは金額の大きい場合、悪質な場合であろうと思いますが、法律的には滞納期限を20日を過ぎると督促を出すようになっております。ですから、督促を細かい場合は出しているのか、出していないのか。町はどのような対応をされているのかということをお伺いしたいと思います。

税法では期限が決まっておりますが、それ過ぎて20日後には督促を出すことになっております。その点を金額が少ないから出す、出さないということでは滞納はなかなか減らないだろうと。まずは、督促を細かいところから出していかないと、大きくなればなるほど支払いが難しくなるということがありますし、督促を出せば、督促料金というか、手数料も徴収できることでありますから、この辺も小さいことはこつこつやっていく必要があるんじゃないかということをお聞きしたいと思います。

それと、教育問題とふれあいの船の件でございますが、プライバシーの問題ということですが、私はそれにはなかなか当てはまらないだろうと思います。別に、その子どもの名前とか、そういうことを聞いているわけじゃないんです。教育長は2度とも参

加されていると聞いております。ですから、教育長が見てどのような状況だったのか飛行機で帰したんだということで、これは、例えばどこか転んでけがしたとか、そういう状況じゃなかったけれども、肉体的、精神的にちょっと無理だろうということで帰したんだ。そういう答弁をいただければそれでいいことであって、名前がだれだとか、そういうことを聞いているわけではございませんので、その個人のプライバシーだからという話ではないと思います。

また、距離の問題でございますが、実際七会西小の1年生が5キロを超えて歩いているそうでございます。大体1時間10分、20分程度かかるみたいなんです、片道。それを往復ですから、大変な距離でございます。学校遠距離通学一覧というものがあまして、これを見ますと、七会東小学校、倉見というところは6キロぐらいあるそうです。西小学校の大網が5.5キロということで、5キロを超えるところがあります。小勝というところは7キロでございますが、スクールバスを運行しているので問題はないということでございますが、その私が聞いている適正距離を3キロだとか、4キロだとか、これで間違っているとか、間違っていないということを聞いているわけではございません。教育長としてはどのぐらいがやっぱり限界かなという、その教育長のお考えを個人的に伺っていること。ですから、教育長が7キロと思えば7キロで結構でございますし、3キロと思えば3キロ、そういう話を聞きたいということでございます。その5キロを超えればなかなか大変だという認識を教育長は持たれているということを伺いましたので、この問題は結構でございますが。

安全の件で、事故の有無、あったか、なかったか。これが、どうして個人情報、プライバシーの問題になるのか。その辺は、私は、どうしても答えられないということであれば、私は、プライバシーの侵害ということで答えられないということは、逆から考えればあったということになります。そういう論法になるのかなと思います。であれば、前回聞いたときに教育長はなかったということは、答弁としてはいかなものかなと思いますので、そこら辺の整理をぜひしていただきたいと思います。ないんであればそれで結構だということでもありますけれども、個人情報、プライバシーの問題で答えられないということであれば、普通に考えればあったということになります。あったということであれば、ちょっと問題発言になるんじゃないかなと。議会答弁としてなかったと答えられておりますので、そのところをどのように考えるべきかということをおは町長にも伺いたいと思いますので、町長としても多分連絡は受けているだろうと思います。町長が答えていただいても結構なんですけれども、あるのか、ないのかということでございます。

それと、このスクールバス問題というのは、文科省で安全面を考えて、これからどうしても取り入れていかなくてはならないという考えのもとでスクールバスを検討し始まっているということでもあります。そうしますと、教育長の考え方が文科省とちょっと違うというのは、やはりちょっとこれも問題があるのかなということでございます。というのは、

当町の教育長として果たしてどうなのかなど。その辺もありますので、どういう理由で賛成しない、反対なんだということも考えていただきたいと思います。それは、財政的な問題があるというのはわかりますけれども、その辺を踏まえてお答えいただきたいと思います。これが3回ということなので、それでも答えられないというときは、次回また聞くしかございませんが、有無について、私はあつただろうというふうに思いますが、町長にもぜひその点を明確にお聞きしたいと思います。

とりあえず3回を終了いたします。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 玉川議員からのご質問にご答弁申し上げたいと思います。

保育料の保証人の問題であります。その他の中で任意で保証人を立ててというようなことで検討してはどうかということではありますが、これについては担当課長の方からご答弁申し上げたいと思います。

また、次世代育成の支給の74世帯の問題ではありますが、これについても担当課長の方からご答弁申し上げたいと思います。

次に、第3子の保育料を無料にしては。他市の例をとって挙げておりますが、第2・第3子等については、暫減措置といいますか、そういうのは決まりの中でとらえておりますが、現況について、この3点について担当課長よりご答弁を申し上げたいと思います。

次に、ホロルの損失補てんの問題ではありますが、これについては損失補てん入湯税の問題でありますので、損失補てんを求めるという考えは現在のところ考えておりません。

次に、NUMOについてですが、私としては誘致をする考えはありませんが、機会があれば町民にもこういうことがあるよというようなこともお話しはして、機会があればそういうお話をして町民の反応等も見ていきたいと、そういうふうに考えております。

次に、町税滞納者の対応については担当課長よりご答弁を申し上げたいと思います。

次に、学校関係のあったのか、ないのかという問題ではありますが、これについては教育長よりご答弁を申し上げたいと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 健康福祉課長、松本秀利君。

〔健康福祉課長松本秀利君登壇〕

健康福祉課長（松本秀利君） 7番玉川議員さんの第3回目のご答弁にお答えをいたしたいと存じます。

まず、第1点でございますが、保証人制度を任意に求めてはいかがかというようなお考えでございますが、これにつきましては、保育事業そのものが、保育に欠けるところがある場合これを保育しなければならないという義務規定になってございます。これに係る滞納も考えられるわけでございますが、これについてはこの制度上なじまないものと考えて

ございます。つきましては、当初町長答弁のとおり、各保育所との連携をとりながら、特に現年度徴収に力を注ぎたいというふうに考えてございます。

続きまして、2点目の次世代育成交付金でございます。本制度につきましての現住民基本のシステムは構築されてございません。実質それを調査するというのであれば、6,800世帯ほどを全部職員が調査するということになるわけでございますが、過去の数値的なデータ、当初私ども第3子出生率が約15%と考えてございますが、9月12日時点では18.1%というようなことになってございまして、ほぼ相違はないものと考えてございます。

続きまして、第3番目でございます。保育料の無料化でございます。これにつきましては先般の議会定例会でもお答えをしておるかと思存しますが、これにつきましては、第3子につきまして90%の軽減をしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思存します。

議長（小林 宏君） 税務課長、加倉井一史君。

〔税務課長加倉井一史君登壇〕

税務課長（加倉井一史君） 7番玉川議員さんのご質問にお答えいたします。

滞納整理の取り組みについて、督促状の発送についてという質問でありますけれども、督促状の発送につきましては、納期限から20日を経過した後納付が確認できないときに督促状を発送してございます。また、1年に1回催告書の発送といたしまして、前年度の滞納額、また過年度の滞納額の合計額による催告書の発送をしてございます。それとまた、5月なんですけれども、50万円以上の滞納者につきましては直接税務課の方に呼び出しをかけまして、そこで納税相談等の相談をしてございます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 途中帰られた子についての教育長としての判断はどうだったんだというお話ですけれども、先ほど申し上げましたように、船に乗った当初から食事が十分でないというような状態で、途中医者にもかけましたし、そういう中で、船で帰すのは無理だという医者の指導もありましたからとった措置でございます。

それから、事故の有無についてどうなんだという話ですけれども、確かに前回ありませんと言ったことについては私も言葉としては不適切だったかなと思いますけれども、事故の有無については、先ほどから何回も申し上げているとおり、いろいろな憶測が飛び交うということがありますし、一切触れないということで指導も受けていますから、そういう点でご了承いただきたいというふうに思います。

議長（小林 宏君） 何ですか。

〔「答弁が抜けているところ」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） その点は、どうぞおっしゃってください。

7番（玉川台俊君） 10万円の支給に関して見通しの、第3子の見通しではなくて、支給を受けられる対象世帯と実際に受け取っている世帯の差があるかどうかの話でございますので、例えばきょう現在100世帯の方が10万円を支給受ける対象者であるにもかかわらず74世帯なのかどうか、または、74世帯全員に100%支給されているのかどうかを聞いているわけでございます。それは、先ほど言ったとおり、周知が徹底されているかどうかを見るためにその差額を聞いているわけでございますので、第3子の出生する見通しのパーセンテージを聞いているわけでないということでございます。その辺を伺いたいと思います。

議長（小林 宏君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長松本秀利君登壇〕

健康福祉課長（松本秀利君） 対象者は何件かということでございます。まず、それが1点目と存じます。

先ほどご説明のとおり、本制度について、これが電算システム上の問題もございしますが、対象が何件かというのは把握してございません。先ほどご答弁のとおり、統計数値とか推計数値でございますが、出生率からの推計数値からを比較した場合ほぼ漏れがないものと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（小林 宏君） 以上で、7番玉川台俊君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後 1時02分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

さらに傍聴人2名を許可いたしました。

ただいま教育長から発言を求められましたので、これを許可します。

教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） おわび申し上げます。

私の議会での発言の中で、あった、なかったの件について、一部不適切な表現をしたことを改めましておわび申し上げます。すみませんでした。

議長（小林 宏君） 次に、通告第3号、3番阿久津則男君の発言を許可いたします。

3番阿久津則男君。

〔3番阿久津則男君登壇〕

3番（阿久津則男君） 3番阿久津則男でございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

全国的に、子どもの少子化問題でいろいろなところに影響が出ております。その1つと

して、小学校の教育が危ぶまれ、統合問題が各地で起きていることです。当町でも例外ではありません。しかし、それと同時に行っていただきたいのが、近年市町村によって教育の方法に差があるので、その対策を考えてほしいという点であります。

そこで、学校教育についてお伺いいたします。

小学校の英会話授業の現況はどのようになっているのか。町内の小学校では年間何時間のALT、外国語指導助手の授業を行っているのか。また、他の市町村ではどのような状況なのかをお伺いいたします。

次に、水戸市が特区で幼稚園、そして全小学校に英会話の科目を取り入れているが、町はその対策を考えているのかどうかをお伺いいたします。

また、国際的な調査からも、我が国の児童・生徒は家庭学習時間が極度に少ないと指摘され、さらに、毎週土曜日が休みになり、授業時間を確保したいということだと思われませんが、県内小・中学校で夏休み短縮の話をお伺いいたします。

そして、町としては今後夏休み短縮の考えはあるのかどうかをお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長、金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 3番阿久津議員からの一般質問でございますが、学校教育についてということで、学校の現場の内容、英語の教育の問題、またALTの問題、それと、学校の授業確保のための夏休み短縮等の問題、いずれも教育委員会に関係ある問題でありますので、教育長の方からご答弁を申し上げます。

議長（小林 宏君） 教育長、三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 3番阿久津則男議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、小学校における英会話の教育は現状どうなのかというご質問ですけれども、合併する以前のことからちょっと話をしたいと思うんですが、3つの町村の間に差がございました。常北地区では幼稚園も含めて月2回ですね。桂地区が回数にすると月1回未満だったかというふうに思うんですが、七会地区では週1回ということで、月4回実施をしております。旧町村によって差があったこともありますので、現在では各園、小学校ともに同じ時間で共通の内容でということで現在取り組んでいるところでございます。具体的に申し上げます、幼稚園で18時間、それから、1、2年生も18時間、これ年間です。それから、3年生から6年生までが35時間というような英会話の授業の実施ということで取り組んでいるところでございます。これらについては、ALTの先生の指導方針とかということで差が出てきてもいけませんので、町全体で同じ内容で同じレベルで取り組んでもらうということで、カリキュラムを作成して現在取り組んでいるところでございます。

なお、全県的な取り組みというような話なんですが、水戸市が英語教育の特区という申

請で現在取り組みをしているわけですが、水戸ではALTを小学校に22名ということで、週大体1時間特設というような形で行っております。原則は担任が指導するという形で取り組んでいるわけですが、実際に時間数にすると、1、2年生で35時間、3、4年生で45時間、5、6年生が55時間というカリキュラムを編成しているところでございます。実際に時数でいえば、1、2年生で水戸と城里町比べれば半分だということですが、3、4年生で10時間不足、それから、5、6年生で20時間不足というようなことで現在取り組んでいるところでございます。ほかの市町村につきましては、ALTの配置をしているけれども、特別に時間数をふやしてということの取り組みは現在のところなされておられません。それが現状でございます。

それから、夏休み云々がどうなんだという話がありましたけれども、水戸市では実際に夏休み、冬休みの短縮を行っております。実際に夏休みについては3日早目に、それから、冬休みについて2日ぐらい早目にというようなことで取り組んでいるわけですが、その間土曜、日曜というようなこともありますので、実質的な日数は4日ないし5日ということがふえている日数かというふうに計算をしているところでございます。

本町では授業時数の確保というようなことを大事にしながら、子どもたちが力をつけることに力を注いでいるわけですが、実際に本町で取り組んでいるのは、夏休み中に3日から5日ぐらい特別に登校させて補充指導をする、あるいは課題学習に取り組ませるというようなことを先生方の研修の合間を縫っての形になりますけれども、そういう形で取り組んでおります。

それから、昨年度から始めたことですが、1学期の終業式、それから2学期の始業式、さらに、2学期の終業式、3学期の始業式、この4日ですが、実際にその日から、あるいはその日まで給食を出して午後まで指導に取り組むというようなことで、時数的に水戸市とそんなに差はないんじゃないかというふうに思っているところです。

ちなみに、水戸市では始業式、終業式は今までどおりの形でやっておりますので、1時間ぐらい授業をした後、終業式、あるいは始業式をして学級活動をして帰すというような形かというふうに思っているところでございます。そういうわけで、本町としては給食を4回ふやした上で現在取り組んでいるということをご了解いただきたいというふうに思います。

なお、夏休みの短縮の考えを城里町として持っているのかということでございますが、これについては、市町村教育長会議等もありますので、そういう中でこれから慎重に検討していかなければならないということを感じているところでございます。

以上です。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） 小学校で城里でもALT、英会話授業を取り入れているということは大変素晴らしいことだと思います。

しかし、先ほど教育長が申しましたように、幼稚園18時間、1、2年生が18時間ですが、3年生から6年生が35時間ということでしたが、私、旧常北、桂、七会と各小学校校長、教頭に電話を入れて聞いたんですが、私が電話して聞いたときには17時間、しかも、1年生から6年生まで17時間という説明を受けました。ですから、6年間で102時間ですか。水戸が、先ほど教育長申しましたように、1、2年生が35時間、3、4年生が45時間、5、6年生が55時間。これでやりますと、6年間で270時間ですか。ですから、城里で102時間ですから、水戸が270時間、私が調べたところですよ。そうすると、2・7倍くらいの差があるんですよ。これでやりますと、来年もこのままでやっていくようなお話ですので、5年生なんかは55時間を6年生でもやりますから、水戸市が110時間ですね。城里が34時間。これは、もう3倍の差があると。

以前、教育長が学力テストの説明といたしますか、言いましたとき、小学生は成績は、城里の小学生は去年と同じであると。ただ、中学生は去年から見ると成績が下がっているというような説明も受けましたし、また、中学校へ行きますと英会話の弁論大会などもありますし、あるいはずっとこのままの状態であれば、5、6年後には高校入試も控える、5、6年生の場合。そうすると、水戸市とそんなに差があって、同じ義務教育をやっていて平等なのかどうかということで、私は疑問を持つ。水戸市がことしから始まったということですから、まだ遅くはないと思うんですね。ですから、私は、ぜひ来年からその検討をしていただきたいというように思います。

先ほど教育長の説明で、私と時間がちょっと違っているんですが、私はたまたま3カ所の小学校しか聞いていなかったんですが、ほかは聞いていませんのでわかりませんが、その説明をもう一度、私が間違っていたのかもしれないので、もう一度よろしくお願ひしたいと。

それと、夏休みの短縮ですけれども、教育長が先ほど始業式から給食を出して1日授業させると。城里町としてはもうぎりぎりの状態でやっているんだということで、それはわかります。ただ、私も子どものことを考えますと、夏休みは8月いっぱいあげたいという気持ちは当然持っております。ただ、隣接の水戸市、あるいは、この間の新聞によりますと、鹿島地区あたりが夏休みを短縮していると。鹿島あたりは暖かい地方なのになぜかなという、結局は授業日数がたりないということで夏休みを短くするというようになったんだと思われませんが、やはり授業時間が合わないとか、あるいはそういうので調整する場合は、今のところ夏休み短縮しかないのかなと私は考えます。

それと、町の教育ということで、城里町教育改革プロジェクトというのをことし再結成したということがうたってありましたが、これは、そのことでお聞きしたいんですが、年何回の会合を計画して、ことしは何回か開いたのかどうか。そのどのような内容なのかを、どのような内容を検討しているといいですか、それをお聞き願ひたい。

あと、そのプロジェクトの中でALTの授業、あるいは夏休み短縮のテーマは入ってい

るのかどうかをお伺いしたいと思います。

以上、2回目を終わります。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） まず、1点目の英語についての阿久津議員さんが聞いた話と私が答えたのに差があるのではないかということですが、計画として立てているのは、1週目、3週目、あるいは2週目、4週目、これにそれぞれALTが入るということで授業を組んでおりますので、私が申し上げた数については間違いがないというふうに、そういうふうなことで動いていることをご了解いただきたいと思いますというふうに思います。

それから、それでも授業時間が少ないんじゃないかと。水戸市と比べて、やがて同じレベルで入試をしなければならないんだというんですが、どれくらいの差が出てくるかということについては私としては申し上げられませんが、できるだけ範囲で努力をしているというのが現状でございます。水戸市が特区という形で取り組まれていることを私の方としてそのままそれじゃということを受け入れることもちょっと差し控えていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、教育改革プロジェクトについてどうなんだという話ですが、昨年から大体月1回のレベルでいろいろな問題について取り組みましたところでございまして、今年度に入っても大体月1回のペースで、夏休みまで1回のペースで会議は持っております。特に、今年度は統一テストをやるというような話で最初からスタートをしておりますので、特にその辺についての細かい詰めをすとか、あるいは打ち合わせをすとかというようなこともありましたし、それから、体力的な面で町としてのランキングも考えていきたいというようなことで、現在その辺での取り組み。あるいは、あゆみ、いわゆる通知表ですけども、これについても町としての統一見解を出していったらどうなんだというようなことで、統一した方向でというようなことで、現在そういうことについての話し合いもしているところでございます。

なお、夏休み短縮については、先ほど申し上げましたように、今後慎重に考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

議長（小林 宏君） 3番阿久津則男君。

3番（阿久津則男君） 城里町教育改革プロジェクトですか、これの果たす役割は大変大きいと。その期待も大変大きいとうたってありますが、私もそのプロジェクトに大変期待いたします。

この授業時間の違い、あるいはその内容面の違いですか。これは、同じ義務教育ですので、平等になるようにしていただきたいというのが私の願いでございます。

また、町の学力向上施策についてということで、町の教育研究会がことしより授業研究指定校を設置して授業研究を推進すると書いてあるんですが、これはどこを指定したのか。

また、その指定した理由もわかればお伺いしたい。また、もし実施していれば、その結果報告もわかれば答弁していただきたいと思います。

また、最後に、先ほどお話あったかもしれませんが、県の教育委員会あたりでは、このこういった会議でALTの授業の時間数、あるいは夏休み短縮というのを県内だけでも統一しましょうとか、そういったお話がないのかどうか、それもお伺いしたいと思います。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） まず、指定校で授業改革についての研究を進めるということはどこが指定されているんだというお話でしたけれども、常北中、古内小、東小、沢山小でございます。これは、どういうレベルでと言われれば、1年交代で授業についてのみ公開をして検討しましょうと。私たちの大事なことは、理論じゃなくて実際の授業の場ということなので、そういう方向で。

なお、指定はどういう方向でやったんだという話なんですけど、できるだけ大規模校、中規模校、小規模校というような選択の中で指定をいたしました。

それから、夏休み短縮についての件でございますけれども、現在この件について、公的な場面での話は出ておりません。幾つかのところでは話題に上げてあるけれどもというのが特に水戸管内での実情でございます。

議長（小林 宏君） 以上で、3番阿久津則男君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、1番河原井大介君の発言を許可いたします。

1番河原井大介君。

〔1番河原井大介君登壇〕

1番（河原井大介君） 議席番号1番河原井大介であります。

今回初めての一般質問をさせていただきます。執行部の皆様には、どうぞよろしく願いいたします。

また、ことし3月12日、選挙にて私を議会へ送り出してくれた仲間たち、また、そしてご支援、ご指導をいただきました町民の皆様には、ここで大変失礼でございますが、壇上から感謝を述べさせていただきたいと思っております。皆様ありがとうございます。

一般質問に入ります前に、少し時間をいただきたいと思います。

まちおこしという言葉が注目されるようになってから10年余りが経過しております。これまでも地方経済の振興について、さまざまな施策が試みられてきたと認識しております。ここ5年の小泉政権下でも、農業、観光への施策等、「中央から地方へ」のスローガンの中で、国全体での変化、それが見られたことは事実であります。しかし、それらのほとんどは行政政策の一環として行われたもので、必ずしも住民参加型ではなかったように感じています。まちおこしという言葉の中には、官民一体となるのはもとより、地域住民が地

域の振興に主体的にかかわるといふ姿勢が集約されていると感じています。

そこで、第55代内閣総理大臣、石橋湛山先生の言葉を紹介させていただきたいと思ます。石橋先生は、地方自治体の民主主義に対しましてこのようなことを言っております。地方自治体にとって肝要なる点は、その一体をなす地域の比較的小なりにあり。地域小にして、住民がその政治の善悪の利害を感ずること、緊密に。したがって、また、そこに集まっている者ならば、だれでも直ちにその政治の可否を判断することができ、同時に、これに関与し得る機会が多いから、地方自治体の政治は、真に住民自身が自身のために自身で行う政治たるを得る。要約しますと、地方自治体にとってよいことは、その行政区が比較的小さい、そして、住民の抱える身近な問題、課題に対しての政治を行うにしても、住民の方々が比較的身近に善悪を判断でき、また、地方自治体の政治は、身近に議論する場がある。参加する機会が多い。また、つまり住民自身が住民自身のための住民自身で行う政治、これが地方自治体の政治であると石橋先生はおっしゃっております。

私は、住民の皆様方と新しい町のあり方をもとに模索していきたいと考えております。それには、まずもって議会の積極的な姿勢の変化が重要だと考えております。例えば、北海道栗山町の議会の基本条例に見る3つの特徴、これは、1つ目に、議会が主催による住民懇談会の設置。2点目、議場内での議員参加の自由討議、自由にその意見をどんな場所であっても時間の許す限りやっけていこう、そういった形です。そして、3つ目、これが一番マスコミ等でも騒がれた大きい内容でございますが、議員質問に対する町長や町職員の反問権の付与。反問権といいますのは、執行側から議員に対して質問ができる。つまり、議員の質問の論点がいまいちちょっとわからないというときには、逆に執行部からその論点を求めようという、そういうことを認めようじゃないかというような、そういうようなことが盛り込まれている条例でした。特に、この反問権について、議会制民主主義の……

〔発言する者あり〕

1番（河原井大介君） わかりました。じゃ、少しカットさせていただきます。

新しい町政参加を皆様と一緒に頑張っけてやっけていきたい、そう思っております。

さて、質問の方に入らせていただきたいと思います。

今回の質問事項、これからのまちづくり対策についてですが、少し大きい視点でのとらえ方をしてしまいましたので、具体的に幾つかの質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

まず初めに、地域、まちおこし対策についての質問をさせていただきたいと思ます。

私は、地方自治体、いわゆる地域地方の実態は、マスコミ各紙で騒がれているように、既に過疎や不況で疲弊し、自立的に立ち直る力が失われているところが少なくないと思ます。城里町におきまして、財政、福祉、医療、教育、農工商など、さまざまな面において今まで経験したことのないような事態が幾つもあるのではないのでしょうか。そのような状況のもとで、金長町長が目指そうとしている城里町のビジョン、未来像を包括した形

で、まちおこし対策をわかりやすく説明していただきたいと思います。

次に、農業担い手不足の対策についてお聞きしたいと思います。

この問題につきましても、皆さんご存じのように全国的な課題となっております。町長は、4月議会の施政方針の中で、農業は本町の基幹的な産業と位置づけております。現在この基幹的産業は、高齢化、担い手不足、遊休地、耕作放棄地等大変厳しい状況に置かれております。しかしながら、町長は、施政方針の中での農業の担い手問題解決につきましても言及されませんでしたし、城里町総合計画書の内容にしましても3行でまとまっております。技術の習得と企業的経営能力の向上に努め、意欲を持って農業に取り組める担い手の育成確保に努めます。また、経営の組織化、法人化を積極的に支援します。農業後継者の安定確保を目指し、新規就農者の育成確保に努めます。町としては具体的にどのような方策を持ち対応されるのか、また対応されているのでしょうか。

そこで、町長にお尋ねします。本町の基幹的産業と位置づけた農業における担い手不足の問題、本町においてどのような問題なのでしょうか。どのような危機意識、問題意識を持っているのかお教えいただきたい。

それから、遊休地・耕作放棄地マップの作成、これはどのあたりまで進んでいるのでしょうか。ご答弁よろしく申し上げます。

続きまして、まちづくりの観点の中で、町内の商工業の活性化に対する町長のご意見をお聞きしたいと思います。

国は、規制改革という言葉を中心に、規制緩和を軸にした幅広い分野での構造改革特区制度による地域活性化を図ってきました。地域産業の活性化や雇用創出の効果は目立ったものにはなっていません。そういった中で、企業の誘致のみでなく、地場産業の育成や地域の特性を生かした起業の促進支援など、地域に根差した活性化を城里町としましても支援していくべきだと考えます。それについて、ご意見をよろしくお願いたします。

もう一点、それと、町の備品、また消耗品等の町内業者の利用頻度についてお聞かせいただければと思っております。

最後、夕張市の財政破綻という部分について、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

巨額の負債を抱える夕張市、これ人口1万3,200人、6月20日国の管理下で財政再建を進める地方財政債権促進特別措置法に基づく準用債権団体に移行する方針を第2回定例会市議会において正式に表明しました。夕張市の負担総額は、一般・特別・企業会計及び石炭の歴史村観光地ですね。土地開発公社、また第3セクターを含めて、標準財政規模、夕張市の場合45億円の約14倍である632億円、内訳として、金融機関等からの一時借入金に約88億円、地方財政との長期借入残高が261億円、そして債務負担額82億円となっております。本来、債権団体の指定には、地方自治体財政の赤字が標準財政規模の20%以上、夕張市では約9億円になります。この市町村が対象となりますが、夕張市においてこれまで

の短期借入金で実質赤字を表面化させなかった結果、雪だるま式に債務が膨れ上がったわけです。このような結果、地方自治体の倒産、大きな話題を呼んでおるわけでございます。

本年4月18日、茨城新聞、県内市町村の財政力指数0.336という数字の調査結果の報道をしました。また、8月30日の県内市町村実質公債費比率17.2%の発表。この報道の中に見る城里町の姿、これは、町民の皆様が不安を抱くような報道だったのではないのでしょうか。また、町長は、地方自治体の財政破綻をいかにお考え、第2の夕張市にならないように、本町はどのようにこれからの財政課題をクリアしていくのでしょうか。町長のお考えをお教えいただきたいと思っております。

以上で壇上での質問を終わりにさせていただきます。通告しておりましたボランティアの発展についての質問ですが、次の機会での質問とさせていただきます。

以上、4点の質問事項につきまして、町長の積極的かつわかりやすいご答弁を重ねてお願い申し上げます。

議長（小林 宏君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 1番河原井大介議員からのご質問であります、これからのまちづくりの対策についてということであります。

地域、まちおこし対策をどう考えているのかということが第1問であります、まちおこしという言葉、前段にもありましたように古くて新しい言葉であり、ずっと以前からまちおこし、まちづくり、地域活性化、そういう言葉が使われてきております。そういう中で、大規模小売店やショッピングモール等が郊外への進出、そういうことがありまして、周辺地域の小売店が経営の危機を迎えている、そういうことが現状であります。さらには、地元につながる伝統工芸、郷土芸能などが、伝統的な文化活動、そういうものも後継者不足が叫ばれておる昨今であります。これは、全体的に前段に人口問題等のご質問がありましたが、やはり社会全体が後継者不足、そういう中の1つの現象でもあるんじゃないかならうかと思っております。

しかし、2002年の行政改革等によりまして、従来の法規制の一部を緩和できるような構造改革特別特区、そういうものが制定をされるようになり、全国各地さまざまな特区の中での活動、そういうものが行われておるところであります。本町におきましても、農業・商工業者、これらの団体とも十分連携をとりながら、町の特色が十分に反映されるような事業を進めてまいりたい。やはり、ある程度のスパンといいますか、そういうものが必要であると思っております、そういう種をまきながら育てていく、そして花を咲かせていく。そういうことが、ある程度の期間が必要ではなからうかとも考えておるところであります。また、このたび町としても計画しておりますデマンド交通等に対しましても、地域の商店街の振興、そういうものにも役立っていければ大変有意義ではなからうかと、そういうふうに考えておるところであります。

2番目の農業における担い手不足の対策をどう考えておるといことであります。確かに、農業従事者も減っておりますが、後継者も減っておりますのもお説のとおりであります。終戦直後、大地主制度から小作人耕作地というようなことで農地解放が行われました。そして、農地が逆に分散された時代、そういう時代を見ながら、またここへきて農地を集約していかなければならない、そういう1つの時代のサイクルの中にもあるということも十分認識をしていかなければならないのかなと思っております。農業そのものについても、農作物、日本の中だけ、また周りの農業者だけの問題ではなくて、やはり国際的な視野の中での農業がどうあるべき、また、国内のほかの産業構造、そういうものとバランスをとりながらやっていかなければならない。非常に苦しい立場に立っておりますのも事実かと思っております。そういう中で、戦後長い間やはり米とかたばことか、この地域では、つくったら必ず売れる、買ってくれる、そういう時代の中で生きてきた。平成19年度から新しい構造改革という中で、大規模経営者、また認定農業者、そういうものに土地を集約していく。そして、価格競争でも打ち勝っていかなければならないというのは、やはりそういう1つの大きな流れの中のとめられない、また否定できない流れではなかろうかと思っております。

担い手、そういう中で、やはり認定農業者、また地域の集落営農、そういう中から、私は新しい形の農業者が出てくるのではないかと思っております期待をしておりますが、やはり農業団体等とも連携をとりながら、具体的にどういうふうに進めていくかということをよく協議しながら農業問題についても取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

それから、町内の商工業者に対する考え方でありまして。商業については前段申し上げましたように、現在の社会情勢、多様化する消費者ニーズに対応できるような商工業のあり方、そういうものを見ながら、商工会等とも連携を図りながら商店街の活性化に努めてまいりたいと思っております。町としましても、具体的には商工会の育成補助、また、中小企業者の借り入れ資金の利子の補給、企業立地の奨励金の交付、商店街の再生総合支援事業の推進、地域創業助成事業の推進、観光協会からの補助事業、そういうものを含めながら、やはり地域の商工業の活性化に努めてまいりたいと考えております。

また、商工業に対する町の利用頻度ということでありまして、現在の購入制度、そういう中で価格に合った品物に合ったものをできるだけ町から購入をしたいと考えておりますが、競争入札とかいろいろな制度がありますから、制度の中でそういうものを進めていきたいと、そういうふうと考えておるところであります。

次に、夕張市の財政破綻をどのように受けとめているのかということでありまして、確かに議員おっしゃるとおり、夕張市が財政破綻をした。いわゆる会社でいえば会社更生法のようなものの適用を受けたという事態になったわけでありまして、やはり夕張市そのものの成り立ちといえますが、今までの経過を見ますと、1943年、11万4,000人というような人口を抱えていたわけですが、それが、現在1万3,000人、10分の1に減ったという

ことが私は一番大きな原因ではなかろうか。11万4,000人のときには、学校も病院も水道も、そういうものを、公民館とかも11万4,000人に対応するものをつくってきたわけです。それが、暫時炭鉱閉鎖によって人口が減ってきたという中で現在の財政状況に陥った。また、政府の施策そのものも、有利な起債があるが、これじゃどうした、これじゃどうしたというふうなことでやってきたということも私は1つの要因ではなかろうかと思っております。

1980年代に私も夕張市へ行ったことがあります。市長が新しくなって何年か過ぎた。石炭博物館とか夕張メロン。夕張メロンなんかも、直営で市がいろいろなことを仕掛けた。やはり、ブランド名を高めていったということでは大いに私は効果があったと思います。そういうことも含めながら、やはりいつだれがどうしたということではなくて、やはり長いこと30年ぐらいの間の財政方針がそういうことになって、早いときにやはり処置ができなかった。一時借入金で288億円ということで、結局一時借入れをして何とか埋めて、すぐ翌年の4月にまた新しい借入れをして、年度末までに返してまた借りる、そういう繰り返しになってきたわけです。早い時期にそういうものをどこかでやはりつらくてもやらなければならないときにはやらなければならないのかと。他山の石として私は考えておるところであります。

城里町としまして、節度ある財政運営に努めてまいりたいと考えておりますが、やはりお互い住民の方にも我慢するところには我慢していただくということが大事ななと思っております。そういう中で、起債の考え方については前に申し上げましたように、これ以上新しい起債をふやさないような方向でまいりたいと思っておりますが、午前中にもご質問がありましたように、やはり財政指数のとり方が、他会計への繰り出し、下水道への繰り出し、そういうものが算定になって、ちょっと総務省でもおかしいんじゃないかという話が若干出ております。もう少し指数といいますか、具体的に住民の危機感をあおるような私は指数のとり方だなというような感じもしていますが、いずれにいたしましても、財政厳しい折でありますので、十分心して財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 1番河原井大介君。

1番（河原井大介君） ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

なぜ私がこのまちおこし対策について今回質問させていただいたかと申しますと、まずもって、地方自治体の財政難という時代、本当にこの中で私が着目するのは、極力お金をかけないで町の活性化、まちおこしをするということを考えられないのかということです。

当町城里町は、東京から約100キロ圏内に位置しております。山や川、田園風景に見る都市圏のオアシスとして位置づけることができる。また、流通等の利便性も有しております。そして、実際には、サテライト水戸、ホロルの湯、また、各物産店及びキャンプ施設、隣にありますツインリンクもてぎなど、通過流動人口というものがおりますが、つまり、

この町に来る人数、通り過ぎていく人数が約年間300万人訪れると聞いております。本町には自然という資産があり、他の市町村には負けない潜在力というものがあると思います。

城里町合併時の基本方針の1つとしまして、グリーンツーリズム事業が挙げられるのではないのでしょうか。例えば、龍ヶ崎のコロッケ、土浦のレンコンやカレー、つくばのパンとか、ほかの地方自治体でもギョウザ、ラーメン、カツ丼、焼きそば、牛乳、ブドウ、さまざまな野菜、農業と食を基盤にしての観光による商業の活性化、集客力を意識したまちづくり、現在たくさんの自治体で行われてやっているわけでございます。当町においても、山菜でありますキノコ、お茶だったり、そば、小麦、有機栽培米、赤ネギ等々、今後これらの特産物をブランド化、また加工特産物として開発していける要素は十分にあると思われます。さらに、都市圏の田舎として、都市と農村、また生産者と消費者の具体的な交流ができるのではないかと考えております。

もちろん、そういった幅広い各階層の人たちで組織するチーム設置が必要でありますし、このときに一番重要なのが農業担い手の存在です。つまり、まちおこしの基盤である農村地域、ここに受け皿組織がないことには、地域の主体性、独自性を発揮できないからでございます。現在、本町農業従事者平均年齢は70歳を超えていると言われております。そういった実情の中で担い手の確保が求められ、それをなくしてグリーンツーリズム構想は具現化できないのではないかと考えております。

幸いなことに、今2007年問題とも関連しまして、新規就農し、農村の生活を希望する方がふえている傾向にあります。町としましては、住宅の確保、耕作地の確保、技術指導等の援助をしっかりと考えていただきたい。私も新規就農者でございます。また、いろいろな精神的なフォローというのも考えていただければと思っております。私の知る限りで、50歳前後の方4名ほどが本町城里町での新規就農を希望しているとも聞いております。

2回目の質問の中で1点だけ質問をさせていただきたいことがございまして、財政破綻なんですけれども、16年度公債費比率、これは公債費の一般財源に占める割合が大体15.3%。恐らく17年度が16.5%。18年度公債費比率はどのような数字を予測できるのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 河原井議員の第2回目の質問であります。地方自治体の財政の問題とリンクして、やはりお金をかけないでまちおこしがという、全くそのとおりであります。周りを見回せば地域資源がいっぱいあるわけですから、そういうものをやはり生かしていくということが一番大事なのかなと。新しい作物、新しい農業、そういうことも大事ですが、今まであったものについても十分生かしながらやっていく。それが、高齢者が農業にいつまでも従事できるような仕掛けになるのかなというふうにも考えております。

また、グリーンツーリズム問題ですが、消費者と生産者のつながり、どこかで切り口をつくっていけばうまく回転していくようなシステム、そういうものが1回できれば回っていくのかなと思っておりますので、そういうものを十分検討しながらグリーンツーリズムの推進に当たっていきたいというふうに考えております。

また、公債費の18年度の予測ですが、現在のところは予測は18年度はできません。17年度の決算の状況、そういうものによって、18年度の公債費の比率がどうなるのか、それらもとらえていかなければならないのかなと思っておりますので、18年度については現在のところ予測はできませんので、ご容赦をいただきたいと思っております。

議長（小林 宏君） 1番河原井大介君。

1番（河原井大介君） わかりました。

とにかく、町長が最初冒頭に申しているように、とても厳しい財政状況ということはわかっております。そういった中で、町としましても合併後の勸奨退職を含む人件費の削減を実施していることは認識していますが、財政再建には、その過程においてきめ細やかな検討が必要であると思われれます。単に経費削減、特に人件費の削減のみにとらわれることのないようお願い申し上げます。

ここで若干の提案をさせていただきます。

県においては県用地の売却を進めるため、公有財産利用推進室を設置したところですが、当町においても財産の鑑定を実施し、処分できる公有財産があれば積極的に処分していく必要があるのかなど。したがって、当町においても県に倣い公有財産利用促進室等の設置をしてはどうでしょうか。ご答弁をお願いしたいと思います。

以上で今回の質問を終わらせていただきますが、最後に1点ほど要望させていただきたいと思っております。

本町の東側、災害時に遠くを見るための高い建物、つまり望楼、物見台というものがありますが、その耐震度チェックテスト、それは行っているのでしょうか。また、ないのか。その点……

議長（小林 宏君） 河原井君、すみません。通告以外の質問は……。

1番（河原井大介君） 要望でございますので、よろしく申し上げます。その点で、チェックというのをお願いしたいなということでございます。これは、特に質問ではございませんので、以上で質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 答弁を求めているんですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 答弁を求めるそうです。

町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 財政上の問題で人件費の削減、過去の財政破綻した市町村などを

見ますと、人件費が膨大になって倒産と申しますか、自治体の再建法を受けたというようなところもありますが、当町としては昨年は勸奨退職をいたしました。本年度については勸奨退職制度がありますので、退職希望者を募っておりますが、あくまでも希望であります。そういう中で退職者の希望を募ったということは事実であります。単なる人件費だけを削減すると、そういう目的ではございませんので、誤解なきようお願いをいたしたいと思えます。

また、公有財産等については、処分については、不要不急のものについてはできるだけ処分をしていきたいと、そういうふうな考えであります。

議長（小林 宏君） 以上で、1番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、8番南條 治君の発言を許可いたします。

8番南條 治君。

〔8番南條 治君登壇〕

8番（南條 治君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします8番南條 治であります。

城里町まちづくり懇談会についてお伺いをいたします。

町では、町民の皆様方と協働のまちづくりの推進と町政発展を目指すことを目的に、7月12日、古内小学校体育館を初めに、15日コミュニティセンター、午前と午後それぞれ1回ずつ、同15日青山小学校体育館、17日坏地区公民館、桂公民館、岩船地区公民館、22日七会公民館、花山公民館と日にちと時間帯を変えながら町全体の地域で、町長、助役、教育長、幹部職員出席のもと、平成18年度の主な事業について説明がなされましたが、そこで、まず1点目の住民の関心と町としての手ごたえをお聞きいたします。

次に、2点目の懇談会次第の中で、これからの学校の姿についての姿は何を意味しているのかをお伺いをいたします。

次に、通告2番、（1）の指定管理者導入の現状について、ホロルの湯、先ほど玉川議員からも質問がございましたけれども、うぐいすの里、ふれあいの里、山びこの郷、各施設の利用者の状況と反応についてお伺いをいたします。

（2）のうぐいすの里売店跡利用の方策について会議を持ったのか。また、内部のものについては整理がなされていると聞いておりますが、いずれにしても、この建物はうぐいすの里入り口の場所であり、戸閉めの状態ではイメージ的にも決してよくないはずであります。町の施設の放置であると思われれます。4万12名の利用客があるわけでありますので、今後どのようにするのかお伺いをいたします。

（3）のグリーンツーリズムの連結についてお伺いをいたします。

これについても、先ほど河原井議員からもご質問がございました。本町においても、平成17年4月1日より平成18年3月31日の期間において計3回、山菜・きのこワールド推進モデルという事業名で行われたようでありますが、参加者のPRと県との協力体制はどの

ようになっているのかお伺いをいたします。

議長（小林 宏君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 8番南條 治議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

1番目の城里町まちづくり懇談会について、住民の関心とまちづくりに対しての手ごたえはどうかということであります。

今回の懇談会は、第1次城里町総合計画の将来像である「人と自然が響きあい、ともに輝く住みよいまち」の実現に向けて、その地域づくり事業を提案して、皆様とともに協働のまちづくりを推進していきたいと、そういう考えのもとで開催をしたわけであります。実は、17年度中に開催をする予定でありましたが、若干おくれたことをおわびを申し上げたいと思います。

懇談会につきましては、私としましてももう少しご出席いただけるのかなと思ったんですが、町内9会場で開催をいたしまして、100人弱というような延べの人数であります。これらの機会にやはり町民の方々のご意見をとったんですが、その出席人数が少なかったということについては、開催の方法、そういう工夫も若干足りなかったのではないかと反省をしておるところであります。これらの開催をしました9会場の中のご意見、そういうものを集約をいたしまして、皆様のご意見、ご提言等を今後の事務執行に反映させていきたいと考えておるところであります。

（2）のこれからの学校の姿についてということですが、これについては教育長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

次に、指定管理者導入の現状についてということであります。

1番目のホロルの湯、うぐいすの里、ふれあいの里、山びこの郷、各施設の利用者の状況と反応ということですが、ホロルの湯につきましては、前年実績より先ほど申し上げましたように減少の傾向にあります。新たに水泳教室、各種イベント、6月から飲食事業としての旬菜茶房城里、7月にテラスにおいてのフードガーデン等をオープンして、さらにお客様の要望にこたえてキッズコーナーなどの設置、ボディアンドフットケアなども導入して集客力アップに努力をしておるところであります。

キャンプ場の運営につきましては、施設を一括管理し、3施設の予約状況を把握しながら、あきのある他施設をご案内するということによって集客力のアップ、さらに、各施設ともイベント及び体験教室をも実施し、集客力アップに努めておるところであります。また、日によっては、従業員の予約状況によって適正異動配置することによる経費削減等を図っておるところであります。

18年4月から8月までの利用状況を前年度と比較してみますと、ふれあいの里については利用人員が2万3,321人で、前年に比べまして1,066人の減少であります。利用収入については3,325万6,976円で、前年に比較しまして59万7,316円、若干の増加を見ておるとこ

るであります。

うぐいすの里については、ことし前半天候が定まらないということで、プールでの利用減があったわけですが、利用者2万4,558人、17年度と比較しまして3,898人の減少ということになっております。プールで約2,000人減少ではなかろうかと、そういうふうに見ております。利用収入が1,158万2,490円、昨年と比較しまして240万3,436円の減少になっております。

山びこの郷につきましては、利用人員3,960人、前年に比較しまして130人の増加ということになっております。利用収入につきましては451万4,050円、前年に比較して57万2,540円の減少となっております。全体的に減少傾向にあるということは否めない事実であります。

利用者の反応としましては、3つの施設がそれぞれリンクしているということでありますので、施設が古くなったとか、そういうことの見解はありますが、特別変わった利用者からの反応はございません。

次に、うぐいすの里の売店の利用方策であります。19年度までうぐいすの里出店会により販売活動を行っていたところでありますが、採算がとれないということで撤退をいたしております。その後、JA及び地元等に利用していただけるかどうかの打診をしてみました。利用することには至らず、現在閉店のような状況になっております。今後、グリーンツーリズム事業による交流事業の中で参加型体験等において利用できないかなども検討しながら、今後開発公社とも協議をして利用方法について検討してまいりたいと考えております。

次に、グリーンツーリズムとの連携であります。昨年度交流事業の一環として原木キノコ栽培のオーナーを募集し、40組の家族がことし2月うぐいすの里においてシイタケ、ヒラタケの植菌体験を開催して、敷地内に仮伏せ、6月には本伏せを行って、これらの施設の利用と相まってそれらの事業をしておるところであります。今後、交流事業の実施に当たっては、これら施設の有効利用が図れるように事業を計画すると同時に、日帰り、宿泊を問わずご利用いただけるようなPRに努めてまいりたいと考えておるところであります。

以上であります。

議長（小林 宏君） 教育長、三村亮一君。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） 8番南條 治議員からのご質問にお答えしたいというふうに思います。

説明事項、これからの学校の姿についての内容をどう思うのかということでしたけれども、教育委員会としては、平成24年度の学校の姿を知っていただくために、広報しろさとの1月号に載せた資料よりも一歩踏み込んだ形の資料を提示させていただきました。その

中では、複式学級の編制がこんなふうになりますよということまで示して、学校の姿の理解をしていただくということで話を進めたわけでございます。この趣旨としては、児童数の減少によって、多くの同級生、上級生、下級生との交流を通して人間形成を図るといふ学校教育のあるべき姿が失われていくのではないかとということで、説明の時間をとらせていただきました。

残念ながら、先ほど町長の方からも話がありましたけれども、出席された方が非常に少なかったというので、果たしてどこまで意図が通じたのかなという疑問はありますけれども、この懇談会に出ていただいた方についてはおおよその理解はいただけたのではないかと感触は持っております。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 8番南條 治君。

8番（南條 治君） 地域の説明会の中で延べ100人程度であるというようなお話でありましたけれども、今後またこのような説明会をしていくお考えがあるのかどうか。そしてまた、内容等についてももう少し狭めた形でやっていけないのかどうか、その点をお伺いをいたします。

それと、ただいま教育長の方からも答弁がございました。平成24年度の想定される複式学級の学年までお示しになった形での地域の説明会でありました。その中で、22日の花山体育館においては、実際に学校編制をしてきた方の貴重なお話、体験談を聞くことができました。教育長として今何をどうしていくか、大事な時期であると思うわけであります。もう一度教育長の答弁をお願いをいたします。

議長（小林 宏君） 教育長。

〔教育長三村亮一君登壇〕

教育長（三村亮一君） あの席上で出た意見をちょっと要約してみますと、再編制もやむを得ないのではないかとというようなご意見がありましたし、それから、もっと積極的に行政として試案を出せというようなご意見もございました。中には、子どもというのはもともとが大勢の中で育てなければだめなんだというような話のことをされた方もいたわけですね。一方では、手墨の入った教育、あるいは自然の中で学べるという今のままでよいのではないかと。原則的に再編制は反対であるということ述べた方もおられました。この方につきましては、その後さらに懇切丁寧なメールまで教育委員会としていただいております。

実際問題としてどんなふうこれから持っていったらいいのかということは、非常に私としても悩みではあるんですが、住民感情というのは非常に複雑なものもあるだろうというふうには私としては考えているところでございます。総論は賛成だと。しかし、いざ自分の学校がということになったときに、感情を簡単に打ち消すことはできないというのが実情かというふうには考えているところでございます。そういう意味で、これから各方面の代

表の方にご協力をいただいて、学校のあり方について十分共通理解を図っていく方向で進めていきたいというふうに考えているところでございます。現在、教育委員会としてもその方向で検討し始めているところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） まちづくり懇談会の今後の考え方ではありますが、住民と意見を交わしながら町政を進めていく、これは大事なことでありますので、形をもう少し変えて私はやっていきたいと思っております。おいでになった方の顔ぶれを見ますと、大体何かの団体に属しておるとか、役員をやっている。逆に言えば、そういう機会のときに懇談会のような形式でやっていった方がより効率的なところもあるのかなとも考えておりますので、やるべきだと思いますが、形を変えて今後検討してまいりたいと考えております。

議長（小林 宏君） 8番南條 治君。

8番（南條 治君） それでは、グリーンツーリズムとの連携についてもう一度お伺いをいたします。

参加者の方は、リピーターというよりも、新しいものにチャレンジするというような方が多いわけでありまして。そのためにも、ほかの自治体との交流、そういったものが大事であると思うわけでありまして、今後の取り組みとインターネット利用、残念ながら、城里町はインターネットに出ておりませんでした。こういうことを踏まえまして、インターネット等のPR等も考えることができないのか。非常に担当課の方の手腕が発揮されるものであると思います。もう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（小林 宏君） 産業振興課長、飯田 修君。

〔産業振興課長飯田 修君登壇〕

産業振興課長（飯田 修君） 南條議員さんのグリーンツーリズムの今後の振興と申しますか、という質問でございますが、17年度は山菜とキノコ等のモデル事業ということでやってきましたけれども、10月にキノコの収穫がということで、ことし10月実施する予定はしております。今後、もっと広い特産物等を内外に知らせまして、都市の消費者を滞留させるような仕掛けをつくっていかねばならないと考えております。インターネット等の紹介等につきましても十分考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（小林 宏君） 以上で、8番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第6号、11番三村由利子君の発言を許可いたします。

11番三村由利子君。

〔11番三村由利子君登壇〕

11番（三村由利子君） それでは、通告によりますボランティアについて質問させていただきます。

21世紀はボランティアの時代と言われ、住民の社会参加、ボランティア活動、NPOなどの活動の領域が急速に拡大していると言われております。さまざまな価値観に基づく住民の自主的な活動、ボランティア活動は、社会にとっていまや必要不可欠なものとなってきております。ボランティアの基本精神は自主性、主体性であり、他人から強制されたり、義務としてではなく、自分の意思で行う無償、無給で、報酬が目的でないことは周知のとおりでございます。

この賃金を得ることを第一義的な目的としない労働の多くは、社会にとって大変重要な労働でございます。著しい高齢化社会において、地域社会は高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加傾向が顕著となっており、高齢者、障害者などへの支援の必要性がますます高まってきております。高齢者福祉においては、特に介護保険の対象に入っていない枠外サービスの分野に、障害者福祉においては、地域で健常者と変わらない日常生活を少しでも便利、快適にするための支援策が活動が必要であり、子育て支援においても育児に悩む若い母親の相談に乗るなど、その活動は多種多様となっております。地方行政の力だけではカバーし切れない領域が広がっていて、この広域的領域の空隙を埋めているのがボランティアやNPOであると思います。本町においても幾つかのボランティア活動が進められていますが、あくまでも本人の自発性による社会奉仕活動であると考えられます。

そこで、現在のような社会状況において、社会的ボランティアの活動の位置づけが大切なことと考えます。ボランティア活動が行政の下請として利用されることではないことが大切であり、福祉行政の後退が懸念されるようなことがあってはならないと思います。社会にとって必要なボランティア活動であることから、それを住民のいわば善意や自発性だけに任せておいてよいのか、あるいはどのような位置づけが必要なのか、検討されるべきものと考えます。

ボランティアの活動をしている方の中から、もう限界ですという悲鳴を聞かされました。地道なボランティア活動の方々が安定を失うことが生じるようなことがないように、ボランティア活動の育成や援助、あるいは需要が増加する将来を見越して、人材育成を目的としたボランティアリーダー養成事業の展開も急がれるのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、本町においてボランティア活動の実態をお知らせいただき、その団体及び個人人数は何人ぐらいになるのでしょうか。また、ボランティア育成は、所管はどこが担当し、どのような内容で行われているのでしょうか、伺います。

最近のボランティアのあり方も少しずつ変化があらわれてきていて、全くの無償では利用者が気兼ねしてしまうという考え方や、経済的な事情から、実費を負担してまでも活動はできないという状況もあると言われてます。ボランティアは、自分の意思で報酬を目的としないでかかわっていく活動、無償が前提であるけれども、活動の中には費用がかかるものもあり、必要経費の負担の問題が、ボランティア活動が継続できるか否かの問題になるケースもあると聞きます。ボランティア活動が労働の対価につながることはあるべきでは

ないと考えるにしましても、安定した仕組みを考える必要があると私は考えます。いずれにしましても、自発性に頼るボランティア活動では無理と限界があるように思います。ボランティア活動へ啓蒙、育成はどのように進められていくべきか、町長の見解を伺って1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小林 宏君） 町長、金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 11番三村由利子議員からのボランティア事業についての一般質問にご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のおっしゃるとおりであります。ボランティアとは何ぞや。私もちょっと見てきましたが、強制的でなく、自発的意思に基づいて社会貢献活動をすること、そういうふうに書いてありますが、議員もそれぞれ前段でおっしゃっておりますように、それらと、やはりもう限界だというような話、また、無償でいつまでもこれでいいのかなと、そういういろいろなジレンマがやはりあるのが現実かなと思っております。行政の下請ではないと。やはり、ともに一緒に働こう、協働で地域社会をつくっていこうと、そういう考えが大事ではなからうかと思っております。

それで、どこが担当かということではありますが、行政としては健康福祉課が担当でありまして、実際には社会福祉協議会がそれらのボランティア団体といろいろのかかわりを持ちながら活動をして、また活動を手伝っていただいておりますというのが実態であります。

団体数であります。現在ボランティア連絡協議会の加入団体26団体625人、個人11人というふうになっております。このほか、町の食生活改善推進委員会とか、母子愛育会、そういうものがございます。合わせて832人というふうな数になっておるわけでありまして。実際の活動人員はどうですかということになりますと、できることをできるときにということ、何らかの形でそれぞれ自発的意思を持ってご参加をいただいておりますと伺っているところであります。

次に、ボランティアの育成方法であります。平成17年度には、社会福祉協議会を通じて申請があった個々のボランティア団体に補助金は交付をいたしております。3万円を15団体に交付をいたしておりますが、平成18年度には、社会福祉協議会におのおののボランティア団体の個々の連携をとって一体的に活動することも可能になるような連絡協議会を組織していただくことから、社会福祉協議会に補助をしてボランティアの育成支援をする。そこからそれらの連絡協議会には補助をすると、そういう形をとっておるわけでありまして。

資金問題については、やはりボランティア活動をするために、ボランティア募金とか、そういうことでお互いが世の中を支えていければ大変ありがたいし、いいことではないかと思っております。現在社会福祉協議会に委託しております事業で3級ヘルパー養成講座を展開しておりますが、過去3年間で120人が資格を取っております。全員がボランティア登録をしていただいておりますので、こういうことも通じながらボランティ

ア団体の事業活動を知ったり、参加をしていただくとことが大事なと思っております。

以上であります。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

11番（三村由利子君） ただいま町長の方からご答弁がありましたけれども、ボランティアを管理運営しているのは健康福祉課で、社協の方にゆだねているというお話でありますけれども、社協は合併しました、常北、桂、七会と。その合併の協議会の中では、協議会だよりの中にはそのボランティア活動推進事業というものが盛り込まれておりましたけれども、合併後の社協の実際事業や運営の内容には、ボランティア活動、この推進事業に関しては一切触れていないんです。そこが今のボランティアをフォローする体制の欠落だと私は思うんですね。ボランティアさんは、本当に自主的に自分の時間を犠牲という言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう貴重な人たちが活動をしていただいておりますけれども、それをフォローする体制というのが今ないというのがこのボランティアさん方から出てくる不満ではないかなと思うんですね。

合併後のボランティアまことに活動というのは、合併前にやっていたこと、配食サービスとか、そういうものを継続していることでありまして、新規に新しくボランティアの方々を育成しているような、そういうことはどこにもうたってありませんし、現在ボランティアをなさっている方々というのは従来のやり方でやっていて、既にいろいろもう行き詰まっているところがあると。先ほど26団体625人の登録があるという数字が出てまいりましたけれども、この中にはあっちにもこっちにもと大体同じ顔ぶれが活動しているんですよという、そういうお話も伺っております。しかも、そういう方々もかなり高齢の方もいらっしゃるということでありまして、高齢の方ができなくなったら、じゃその後はどうなっちゃうのかなという、そういう不安も中にはお持ちの方もいらっしゃいます。

日常の活動が全然、評価はされる、されないということを期待してはいけませんが、担当課の職員たちからあいさつもなかったりとか、全然無視されているよ、勝手に来てやっているんだろうというような、そういう無視された状況もあるので、もう少し何とか考えてもらえないかということが意見が出ております。これからまさに少子・高齢化社会の中で、ボランティアさんをお願いするという社会的に本当に有用な、なくてはならないこのボランティアの活動、これはやはり大きくゆだねる部分が多いと思いますので、今私は新規にこれからボランティア活動を、これからボランティアさんをどういうふうに町は受け入れ体制をとっていくかということをやはりもう一度原点に返って考えていただく必要があるかなと思うんです。そういう点で、これからどういうふうにお考えになるか、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（小林 宏君） 健康福祉課長、松本秀利君。

〔健康福祉課長松本秀利君登壇〕

健康福祉課長（松本秀利君） それでは、11番三村議員さんのご質問にお答えをいたしたいと存じます。

先ほど町長答弁のとおり、私ども健康福祉課が、特に福祉の業務の中で社協に委託を行いながら補助事業等で事業を委託しているところでございます。フォロー体制がないというようなことでございますので、今後この件について社協と連携を図りながら、あり方、その他についての諸問題について検討をしてみたいと考えてございます。

それから、担当課からの無視というお言葉をちょうだいしたわけですが、この辺についてはどういった現実のもとにあるのかよく調査をしながら、こういったことがあるとすれば当然正していかなければならないことでございますので、今後十分に注意をしてみたいです。

また、育成ということでございますが、今後団塊の世代の方々の退職、こういったこともあろうかと存じます。これらにつきましても社協とのご協力をいただきながら整理をして、この参加を呼びかけるなど、活動の発展に努めてみたいと存じます。

以上でございます。

議長（小林 宏君） 11番三村由利子君。

11番（三村由利子君） ボランティアに関してですが、前の森総理大臣が、奉仕活動を義務化しようという提言をされたことがございます。小・中学校においては年間2時間のボランティア活動、高校においては年間1カ月のボランティア活動、高齢者福祉とか農作業に従事する、そういうボランティア活動を義務化しようという発言をされたことがありました。ただ、これはボランティアの精神に反すると。義務化するということは、子どもたちにとって大変苦痛なことになるのではないかとということで大変反対に遭いまして、当時の森総理はこの発言を見送られたというような経緯があります。

ただ、今今回、あした決まる自民党総裁でもし今の安倍さんが総理になりましたならば、安倍さんがおっしゃっていることは、ボランティアの義務化なんですね。例えば、高校の入学を9月にして、卒業から9月までの間をボランティア活動にこれを義務づけようということも発言なさっております。そういう意味においても、このボランティアというものが非常に社会において住民を支える大きな力だということは、これは私たちも再認識しなくてはならない時代になってきているかなと思っております。

先ほどボランティアで3級ヘルパーを養成しているというお話がありましたけれども、ボランティアということは、いろいろな今事業は多様化されておまして、もちろん高齢者福祉もありますけれども、障害者福祉、これもございます。それから、子育て支援、こういうボランティアもございます。それから、大きく分けますと、環境ボランティアですね。あるいは、地域の活性化、空き店舗、シャッターの閉まっているところをどういうふうに改善しようかという、そういうことへのボランティア。それから、教育や学習ボランティア、こういうものも広範囲にボランティアというものが必要になっております。特に、

障害者福祉においては、この前の執行部からのご発言では、町内には視覚障害者が58名、聴覚障害者が53名、それから、知的障害者が100名ですか。それから、精神障害者が50名というような先日説明を受けておりますが、とにかくこういう人たちは手をおかりしたい。そういう支援を待っている方が大変町内にも多いということが実情があるわけでありますので、こういう需要に応じるべきボランティアの位置づけ、あるいは育成、そういうものもやはりこれから大変重要なときが来ているかなと思います。

それで、そのボランティアを育成するにはどういうことが必要かということでありませうけれども、ボランティアとしての最低のルール、これをまず教えるべきではないかなと思っております。今それをどういうふうにご指導なさっているのかは皆目わかりませんが、例えば障害者のボランティア活動をするにしても、高齢者のボランティア活動をするにしても、個人のプライバシーというのは、これは絶対守秘義務でありますから、そういうものを絶対ルールを堅持してもらおうという、そういう教育もやはりボランティア育成事業の中には当然入れるべきであると思っております。それから、宗教などを、これを強要してはいけません。これも、やはりボランティアさんの育成の中に、これは最低のマナーとして教えるべきではないかなと思っております。

そういう意味で、住民の生活を支えるために、もう一度ボランティア、そのボランティアをなさる方々への敬意というものを私たちはもう一度原点に戻って考えて、そしてまた、その必要に応じたボランティアを育成すべき時代に入っているかなと思いますので、やはりボランティア活動が継続して活動となるためにも、やはりいろいろな課題に行政として取り組んで、さらにボランティア活動推進事業が充実した、拡充したものになるように私は提言させていただきますので、どうぞ執行部の方でこのボランティア育成事業に対してさらにご検討をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（小林 宏君） 答弁はよろしいんですか。

〔「ボランティア活動推進事業検討していただけるかどうか、もう一度」と呼ぶ者あり〕

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 三村議員のお説のように沿って十分に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小林 宏君） 以上で、11番三村由利子君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。議員各位は議員控室でお待ち願います。

午後 2時37分休憩

午後 3時29分開議

議長（小林 宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第7号、9番杉山 清君の発言を許可いたします。

9番杉山 清君。

〔9番杉山 清君登壇〕

9番（杉山 清君） 9番杉山 清であります。

町政諸問題について、町長にお伺いいたします。明快な答弁を求めるものであります。通告順に質問をさせていただきます。

初めに、城里町地域防災計画案についてであります。まちづくりの基本は安全であります。そこで、私は、旧桂村時代と昨年の議会で防災計画について質問させていただきました。防災計画案については、本年度県の方に認可申請を出しているとのことですが、委託業者の名称と提出年月日をお願いしたいと思います。

2点であります。計画案については旧常北案をもとにつくられると昨年の議会で質問の答弁がありました。計画案に対しては地域の名称、また数、旧桂・常北案ともに今までの計画案は記入されていないのが実情であります。新案については記載されているかどうかお伺いいたします。

3点、この点も記載の中に入る点であります。大変重要でありますので、お聞きします。災害時に本部損傷となった場合に、代替施設はどこに置くのかお伺いいたします。

4点、災害対策に対して組織とネットワークであります。特に職員の役割と体制に対し周知徹底しておると思いますが、職員での組織体系はどうなっているのか、またどう対応するのかお伺いいたします。

5点、どの市町村においても防災計画に対しては民間企業との協力体制と記載されております。城里町の計画案はどうなっているか。もし民間企業をうたっているとするならば、どのような協力体制を考えているのか、また対応するのかお伺いいたします。

6点、旧桂時代から、防災計画の中に特に水害を重視して私は質問してきました。水害といえば河川であり、また、最近においては1級河川の整備は進みましたが、町内を流れる中小河川の改修はまだまであります。そこで、中小河川の対策、対応はどのように計画に盛り込まれているのかお伺いいたします。

7点であります。地域防災計画、最後であります。災害には多くの種類があります。主に火災、水害、地震はすぐに頭に浮かぶわけですが、城里町においては航空航路や原子力なども含まれます。原子力施設は城里町に比較的近く、数年前に起きた東海村のJCO事故では人的被害はなかったものの、農作物においては大きな打撃があったのも記憶に新しく、鮮明に残っている次第であります。そこで、町における原子力の対策、対応はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、城里町企業立地奨励金交付要綱についてであります。さかのぼれば、これは桂村の条例であります。昭和46年に農村地域推進特別措置法ができたわけであります。地

方に工場や企業が進出した場合に、固定資産税の課税免除と農村の人口減少を防止し、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上に寄与する目的でつくられました。最近奨励金交付状況と今後の対応をどのようにしていくのかお伺いいたします。

次に、城里町の農業（担い手）支援についてであります。城里町にとって農業は基幹産業であります。城里町においての農業を取り巻く環境は、よいとは言えない状況であります。1年ごとに押し迫る高齢化、国際化の中での問題は、早急に解決しなければならない課題山積であります。地域においては、あと二、三年でやめようとか、5年はもたないなど、大変衝撃的な話を最近耳にすることが多くなったのも事実であります。町単独で解決できないことも承知していますが、今各地で説明会、また対策の会合が開かれています。集落営農、担い手育成協議会は、戦後の農地解放に次ぐ大改革でもありますが、農業を営む方に周知徹底していないのも現実であります。

私も、この件に関しては数力所会合に出席しました。ちょうどその会合で飯村議員さん、また根本議員さんともお会いしましたが、3回、4回と会合を開いても、なかなか内容が理解されないというのが現実であります。認定農業者にとっては4ヘクタール、集落営農では20ヘクタールと枠が満たされればスタートでは、残された方々、この組織に入らない方々の1年目の補助対象は漏れるわけでありまして。行政主導で進められているわけでありまして、どうか農業をしている方に完全に周知されるようできないか。

また、この件に関しては、認定農業者は今現在何名いるのか、また、集落営農団体は今後何団体ぐらい見込まれるのかも伺いたいと思います。

次に、下水道の今後の事業計画について伺います。

那珂西地区流域関連公共下水道事業は、今回86ヘクタールの申請で、計644ヘクタールになります。桂地域においては阿野沢、御前山、高根で、特定環境保全公共下水道事業は、今回91ヘクタール申請で、計291ヘクタールであります。

県においては財源の不足等もあり、認可区域の計画が7年ぐらいかかるとも聞いていますが、地域住民は1日も早く完成を望んでおります。町としての計画は何年見ているのか。

また、桂地区においては、当初公共下水は2地区に分けて処理場を設け操業する計画でしたが、財政状況等により、現在ある処理場を増設することで計画が進められていると思います。当初初年度の本管埋設工事3工区は300ミリ径であったと思います。また、その3工区から国道までの200メートルまでの距離の径はたしか200ミリ、もしくは250ミリだと記憶しております。この桂地区のこれからの計画の中で、この本管の埋設の今後の要するに状況、例えばバイパスでやるのか、本管を大きくしてやるのか、どのような計画になっているのかお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（小林 宏君） 町長、金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 9番杉山 清議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

第1点目は、城里町地域防災計画案について、振興状況と今後の対応についてということとあります。現在、茨城県との再協議を行っておるところであります。結果が出ましたら、町の防災会議を開催してその認定を受けるということになります。認定後は、図書館への配置やホームページ掲載など、どなたでも閲覧が可能になるような措置をとっていきたいと考えているところであります。

また、その中で、委託業者、県への認可提出日、計画地域の中の名称、災害時の本部、職員の役割体制、民間企業との協力体制、中小河川の対策、対応、原子力対策、これらについて細部にわたりご質問がありますが、この点につきましては担当課長よりご答弁を申し上げます。

次に、城里町企業立地奨励金交付要綱であります。奨励金交付の経過と対応についてであります。これにつきましては、平成16年旧常北で1件、19万6,000円合併後の交付がありますが、合併後平成17年度は該当がありませんでした。平成18年度より2社が該当する予定となっております。桂地区においては奨励金制度ではなく、税の減免措置となっております。七会地区については制度がありませんでした。

合併前と合併後の変更点については、旧常北町が、日本産業分類による製造業、運輸、通信業、研究所に必要な施設及び附属物を新設または増設したものと並びにこれらのものに土地を譲渡したものととなっておりますが、旧桂村では、日本産業分類にかかわらず、村内に事務所または事業所の新設または増設したものととなっております。旧桂村の条例効力は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までとなっております。合併後につきましては、日本産業分類による製造業、運輸、通信業、研究所に必要な施設及び附属物を城里町に新設または増設したものと並びにこれらのものに土地を譲渡したものに統一をされました。措置の内容としましては、事業を開始した翌年度から賦課した固定資産税に対し、1年次3分の3、2年次3分の2、3年次3分の1の額を当該年度の完納後に交付するという措置であります。

次に、城里町の農業（担い手）支援についてであります。認定農業者と集落営農について、先ほどほかの議員からもご質問がございました。

平成19年度から、国の農業政策の大きな変化として、経営所得安定対策等大綱に基づく関連法案が本年決定をされました。その内容は、近年の農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地等の増大など、農業、農村が危機的状況にある中、兼業農家、高齢農家を初めとする多様な構成員からなる地域農業を担い手を中心とした農業に再編し、同時に食糧の安定供給のほか、国土自然環境の保全に寄与するものであります。第1点として、品目横断的経営安定対策ですが、一定の面積要件を満たした認定農業者や特定農業団体による担い手の組織化、第2点としては米政策改革推進対策ですが、生産調整や、国や行政による目標数量の配分から、JA等の生産者みずからが配分するシステムの構築であります。第3点

としては、農地・水・環境保全向上対策ですが、社会資本としての農地、農業用水等の良好な保全を図るため、地域ぐるみの効果の高い共同活動の取り組みの推進、以上の3本柱から成り立っており、相互に関連した対策となっております。本町としても、担い手の育成、組織化に向けて、品目横断的経営安定対策の推進に向けて、国・県、またJA、生産者団体と一体となりながら取り組んでまいりたいと考えております。

認定農業者の数ですが、現在のところ、城里町の認定農業者数は39名であります。

なお、これらの施策等については十分周知を図ってまいりたいと考えております。

また、これら座談会等を通して集落営農組織の準備会等が設立をされるというような段階になっておる地区は、上入野地区集落、上坏地区集落、粟地区集落、上阿野沢地区集落、七会地区集落営農担い手育成推進協議会、それらの団体が現在のところ設立の準備等に入っておるところであります。

次に、下水道の今後の事業計画であります。那珂久慈流域下水道計画につきましては、那珂久慈処理区、常北第1処理分区の石塚の一部及び那珂西地区について、18年1月に変更認可され、86ヘクタールを加え271ヘクタールとしまして、年次計画に基づき管渠整備を進めて処理区域の拡大を図っております。那珂西地区につきましては、国道123号沿いの汚水管渠の埋設であり、現在ボーリング調査及び詳細設計等を実施しているところであります。これらが終了いたしましたらば、地区説明会を開催いたしまして事業を進める計画であります。流域公共関連下水道事業は、平成18年度から平成23年度内の計画目標年次完了を目指し、石塚、上泉の一部事業整備を進めております。那珂西地区は交付金事業で進めており、平成18年度から21年度の目標年次であります。

また、特定環境保全公共下水道事業につきましては、認可区域100ヘクタールを年次計画により進めてまいりましたが、平成19年度にほぼ完了する予定でありますので、これらを踏まえまして、本年度においては下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根台地区の91ヘクタールについて年度内に変更認可申請をしまして、下水道整備を進めていく計画であります。また、現在認可申請に要する桂水処理センター放流水の水質検査認可申請事業を委託いたしまして、変更認可に向けて進めておるところです。これらの調査によりまして、処理場の処理能力、幹線道路計画等、9月末を目途に作成し、処理場については財政問題、また処理場の問題等から、現在の桂水処理センター施設を規模拡張し整備を進める計画であります。これらにつきましては、10月中旬ごろに粟地区の関係者に対して計画説明をするとともにご理解をいただき、下阿野沢、上阿野沢、御前山、高根地区については推進協議会を組織いたしまして事業推進を図っていく計画であります。特定環境下水道事業につきましては、18年度の変更認可、それから、19年度から25年度の目標年次で下流から順次整備をしてまいりたいと考えております。

また、本管の3工区の問題につきましては、担当課長よりご答弁を申し上げます。

議長（小林 宏君） 総務課長、河原井宗蔵君。

〔総務課長河原井宗蔵君登壇〕

総務課長（河原井宗蔵君） 9番杉山議員さんの防災計画案について町長から答弁ありましたが、細かい点についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、第1点目、県への認可提出日等でございますけれども、平成17年7月1日に城里町地域防災計画策定業務を委託契約いたしました。それから、その納品を受けまして、平成18年2月24日に、県の方に防災計画の事前協議ということで申し入れをいたしまして、それから協議に入りまして現在に至っております。この認定がおくれております理由等につきましては、県の防災計画の変更、あるいは国土交通省の災害時における自治体等への応援、支援等の改正がございまして、それらを盛り込むということもございまして現在に至っておりますけれども、間もなく協議が整う予定になっております。

それから、2つ目の地域の名称、それから数、そういうものが防災計画に記載されるのかというご質問でございますけれども、これにつきましては河川危険箇所ということで掲載されます。土石流の危険渓流ということで、藤井川、塩子川、そういうものから、桂につきましては那珂川の主流ですか、そういうものとか入ってまいります。さらには、急傾斜地崩壊危険箇所等も入ります。さらに、地すべり危険箇所、そういうものも地図も含めまして入ってまいります。さらには、山腹崩壊危険地区、それから崩壊土石流危険地区、そういうものも表示されてまいります。

それから、3点目の災害対策本部が損傷の場合どうかということでもありますけれども、それにつきましては本部の設置場所ということで順位が決められております。当初は役場庁舎が本部になりますけれども、そこが設置することが困難な場合ということで、第1の順位がコミュニティセンター城里でございます。第2順位としましては常北保健福祉センター、第3位といたしまして城里町常北公民館というように順位が定められております。

それから、4点目の組織ネットワークでございますけれども、これにつきましては、本部には本部会議がございまして、本部長には町長、それから、副本部長には助役、教育長、それから城里町の連合消防団長が入ります。それから、本部員としまして各課長、それから局長、それに桂、七会の支所長が入りまして、そのほかに連絡員としまして本部長が指名する職員ということで、本部員のその各課長所管でございますけれども、まず総括班から支所班まで10班、それに消防団が1団あります。それから、現地災害対策本部も必要に応じて設置するというような計画になっております。

それから、5点目の民間企業との協力体制でございます。これにつきましては、相互応援体制の整備ということで、民間ではございませんけれども、広域行政関係で水戸地方広域市町村圏、さらには水戸地方拠点都市地域ということにも指定されております。これらの広域的処理業務を充実するとともに、相互協力ということで協定を結んでいくというような予定であります。

それから、城里町内の民間でございますけれども、現在災害時協力事業所というところ

と協定を結んでおります。現在までに11社と協定を結ぶということでございます。内容につきましては、人的支援、あるいは機械器具の支援、金銭的な支援、あるいは食糧、それから、場所の提供としまして避難場所とか宿泊等の提供、そういうものを事業所と協定を結ぶようになっております。現在11社ということでございます。

それから、6点目でございますけれども、中小河川の対策、対応ということで、これは先ほどの2番とも関連しますけれども、中小河川の防災対策につきましても水防本部というものを組織しまして、水防関係の中でこのような警戒、それから監視等を行いまして中小河川の災害対策にも当たるというようなことで、計画の中では重要水防箇所というような位置づけをして計画の中にも載せてあります。

それから、最後になりますけれども、原子力の災害対策でございます。これにつきましては、原子力に関する災害対策については、県の地域防災計画に定める原子力災害応急対策、それらの中で県と十分調整を図りながら対策に当たるということでございますけれども、内容的には、原子力事業者が、そういう災害が発生した場合その事業者より連絡系統がございまして、そういう事業所から状況通報というのが国とか県、それに城里町というようなことで連絡が入ってまいります。そのようなときには、町の災害対策本部というものを開催しまして、その中でどう対応するかという体制をつくっていくわけでありまして、本町につきましては、防災対策を重点的に充実すべき、そういう地域には指定されておられません。そういう事態が発生したときには、事故の規模、状況、風向き等に応じまして、避難、それから屋内退避等の対象地域、防護対策区域ということでありまして、必要に応じてそういう指定をするというような計画になっております。

一応案の段階ですけれども、こういうことでございます。よろしく願います。
議長（小林 宏君） 下水道課長、阿久津和文君。

〔下水道課長阿久津和文君登壇〕

下水道課長（阿久津和文君） 9番杉山 清議員さんにお答えをしたいと思います。

管路の管渠のバイパスで持っていくのか、それから布設がえでと、どちらでいくのかということでございますが、先ほど町長の方の答弁にもありましたように、認可申請の業務委託を今しているところで、まだ流入量等詳細な報告はないわけでありまして、打ち合わせの中では既存の管渠までこれらは新たに管を伏せて流入をしていくということで、既存の流入可能な管に接続をして流入をしていくというような計画でございます。

以上です。

議長（小林 宏君） 9番杉山 清君。

9番（杉山 清君） 2回目の質問に入らせていただきます。

防災計画案の1点目であります。ほとんどがこれ委託関係とか、そういう形の中で計画がつけられていくんじゃないかと思うんですが、地元を熟知した、要するに区長会長さんとか、そういう方もいるわけでありましてね。そういった方の例えば地元の今までの災害

状況とか、河川の例えば今後要するに改修をしなければならない点とか、そういうものを
会合等を開いて計画案の中に入れていっていただければいいのかなと思う次第であります。
その辺もできるかどうかお聞きしたいと思います。

それと、2点の要するに記載されているかどうかについてであります。この件に関し
ては、今までの桂の防災計画と常北の防災計画を私、見させていただいた経緯の中では、
河川等については1級河川、那珂川は細かく出ておりますが、旧常北地区、桂地区、七会
地区、七会は見えておりませんが、その中小河川が大枠で載っているだけで、要するにどう
いうところが危険性があるとか、そういうのは載っていない。また、箇所数についても
載っていないのが今までの計画案でありました。この辺、要するに今後入れていって
いただければと思います。例えば、一昨年秋の台風23号においては、桂川、それと岩船川に
おいて大変な被害があり、補正予算を組んだ経緯もあります。そういったことで盛り込ん
でいただければと思います。

3点目でありまして、この件に関しては明快に答えていただきました。ただ、この件に
関しては、防災無線等などの要するに今後の問題等があると思いますが、この辺は執行部
の中での的確にやっていただきたいと思っております。

4点でありまして、ネットワークなんです。例えば今までの計画案ですと、職員に対
しての1年に1回の非常招集訓練とか、そういうのも盛り込まれていたと思うんですが、
例えば休日とか夜間の災害時の参集手段についてはどのようになっているのか、もう一度
お聞きしたいと思います。

5点目でありまして。災害時の企業の協力ということで、11社この件に関してはなっ
てのことではあります。ただ、要するに、例えば台風時とかがけ崩れとかそういう、地
震なんかもそうなんです。そういった場合に、ただ避難箇所はいいんですが、災害復旧
というのはなかなか難しくなってくると思うんですね。それで、例えば町内の業者さん、
官公庁の仕事をしている業者さんが、例えば地域割りをした中でそういう協力体制がで
きるような体系というものができないかどうかお伺いしたいと思います。

6点、この件に関しても前の2点目と重なる部分があるわけではあります。中小河川、
土砂崩れ等の改修箇所が、私も河川を最近桂と常北の、常北は藤井川、西田川、桂川、そ
れと、さかのぼって岩船という形の中で見させていただきました。要するに、私有地の
土砂崩れ、畑とか田んぼ、そういったことも結構かなり多くあるわけではあります。そう
いったものも、できるだけ被害を少なくするために、何カ所あるとか、例えば注意点とか、
そういうものを入れていっていただければと思います。

あと、7点目、原子力は、城里町は原子力の委員会に長も出ていると思っております。10キ
ロ圏内がいろいろな補助とかそういうものも恩典があるわけではあります。15キロ圏内と
なりますと、そういったものがないわけではあります。ただ、最近の市町村の合併において、
例えば常陸太田さんなんかは、水府とか里美とか、今までなかったのが含まれるような状

態。それと、大宮にしてもそうですね。美和、緒川とか山方、御前山もそうです。そういった中で、町長これ会の中で、もう少し枠を広げた中で、何か15キロ圏内ぐらいの枠の中で、提案として委員会の中で出していけないでしょうか。そういった中で、例えば今回も消防署ができるわけでありましたが、先日全協の席で質問しましたが、原子力の対策になっていないんですね。消防というのは火事と救急車だけではありません。防災全般にわたるわけでありますので、そういったところに例えば何か恩典があればいいのではないかなと思う次第であります。

次に、企業立地の奨励金に関してであります。工業団地と名前をうっている地域が桂地区には2カ所あります。高久地区はいっぱいとなったわけでありましたが、北方地区に関しては、当初線引きされた土地が約5万4,000平米、現在は3万3,000平米であります。この3万3,000平米が手つかずの状態に残っているわけでありまして。できるだけ地元の若い方の定住や少子化、そして経済や地場産業、商工会の発展にもつながると思いますので、そういった企業の誘致というものを考えていただきたいと思っております。当町においては今月25日に水戸北インターチェンジが開通するわけでありまして。そういったことも踏まえた中で、自己財源の捻出に当たっていただければと思う次第であります。

担い手の支援であります。私も数カ所出席させてもらったんですが、この説明というか、資料等が物すごくわかりづらい。また、農業をやっている方から聞いても、何回となく来ているんだけど、大変わかりづらいという話を聞いております。それで、この名簿等を調べた中でも、各地域に1町歩、2町歩、1ヘクタール、2ヘクタール以上つくっている方がいるんですが、そういった方でさえも名簿順に並んでいないのが現実なんですよ。これ確かに、要するに恩典がある。そして、税面の優遇とか、金融面の優遇措置とかいろいろあるんですが、また、そのほかに災害時の補償とかね。ただ、説明においてなかなかわかりづらい。一生懸命、産業振興課の担当者、課長も現場に出て説明しているんですが、地域によっては指導者、例えば世代を超えて30代、40代、50代、60代、70代といるような場所は比較的前に進んでいくんですが、やっぱり60代、70代、中には80代近くの人もあります。そういった地域というのはなかなか前に進まない。また、その要するに意識というか、座長になっている人たちは苦慮しているのが現実であります。

どうか、この改革というのは、先ほども述べたように、戦後の農地解放に次ぐ農業問題としては2大改革であります。そういった中で、担当課だけでなく、町長も時間があればそういった席に出ていただいて、何かしらいい方向に進めていただきたいなと思う次第であります。

内容等については、大変わかりづらいのは、5つの要件、この要件5項目の中でも地域性もあるし、そういったことも担当課の方は丁寧に説明しているんですが、聞いている方というのは70、80ぐらいのところだと、また1回、また1回という形で繰り返してやっているのが現実のようなくあいあります。どうか、執行部の力を地域にかしてやっ

ていただきたいと思ひます。

次に、下水道であります、答ひの中で大枠はわかりました。粟地区の場合、旧桂時代に2つの地域に分けて処理場ができるということをお初説明をいただき、それで要するに住民が納得していると思ひます。反対する人はいないと思ひますが、管路の伏せかえ等になる場合と、また、阿野沢、御前山、高根地区の工事に入る前に一言、先ほども町長からありましたが、説明をしていただき、スムーズな工事に入っていればと思ひます。

2回目の質問を終わります。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 杉山議員の2回目の質問ですが、最初の防災計画の問題であります。中の細かい点につきましては担当課長の方からご答弁を申し上げたいと思ひますが、原子力対策の問題については、その15キロ圏内の問題、市町村合併によって大分地域も変わっておりますので、機会があれば見直しを提案してまいりたいと思ひしております。

次に、企業立地の奨励金の交付の問題ですが、議員ご指摘のとおり、123号にスマートインターが25日から開業がされます。高速道路と123号がつながるといふようなことで、城里町にも企業の立地、そういうことについては、私は大きな影響が出てくるものと思ひしております。特に、首都圏に向けた食品関係とかいろいろ問題については、1時間でも10分でも早くといふようなこともありますので、そういう中で工場、企業の誘致と財源確保、そういうものも含めて推進をしてまいりたいと思ひしております。

次に、認定農業者と集落営農の問題であります、これら説明会については資料がわかりづらいついふことであります、よくご理解をいただくために説明会を開くんですから、わかっている人がわかっているようなことを言ったんではだめです、そういう点は、わかっている人がわからない人に話をすること、よく事務局にも申しつけて、今後もJA等との連携をとりながら説明会を推進していきたいと思ひしております。

次に、今後の下水道事業の問題であります、処理場につきましては先ほどご説明申し上げましたように、桂水処理センターの施設を拡大していくといふことが一番経費的には負担が少なくできるといふことでありますので、それで推進をしていくといふことで計画中ありますので、計画ができましたらば地元説明会を開催していきたいと思ひしております。よろしくお願ひをしたいと思います。

議長（小林 宏君） 総務課長。

〔総務課長河原井宗蔵君登壇〕

総務課長（河原井宗蔵君） それでは、9番杉山議員さんの2回目の質問にご答弁申し上げます。

1点目の県への認可提出等でございますけれども、これにつきましては、内容等につき

ましては、認可されましてもいろいろ協議の上見直すということもできますので、認可後も防災会議等、あるいは一般の方にもお示しした上で見直すべきところは見直していきたいというふうに考えております。

それから、2番と6番ですけれども、中小河川関係、危険箇所の問題がある箇所等、そういうことも、あるいは自治長さんとか地域の方にお示しをして内容をさらに詰めまして、見直しも必要なところは見直していくというようなことで万全の体制をとりたいと思っております。

それから、4番目の組織ネットワーク、職員関係でございますけれども、現在でも災害があれば、あるいは予想されるというような場合には総務課が残っておりまして、雨の予想といえば建設課等にも残っていただいている程度の対応をしまして、災害が大きくなって来たというような必要がある場合には、事前に自宅待機というようなこともとって、そういう処置もとりまして、いざというときには緊急連絡網と系統を決めておきまして、課長から補佐、あるいは補佐から係長、係長から担当へというようなことで、いつでも出勤できるというような体制をとっております。防災計画の中でもそのようにして盛り込んでおります。

それから、5番目の民間企業との協力体制ということで、11社協力いただいておりますけれども、それらについては人的な支援、協力のみとか、あるいは食糧のみの提供とか、そういういろいろな形での協力体制をいただいております。

それと、議員さんご指摘のように、業者さん、建設業者さん等への協力体制、公共工事の受注されている業者さん等に協力体制を依頼してもいいんじゃないかということでございますけれども、現在公共工事の量も減りまして、なかなかその業者さんの協力も得られないような状況にあります。県等においても道路等であれば、業者さんがどこの路線はどういうことというふうに決めてありますけれども、以前は町でもやっておりましたけれども、現在はそのような協力体制は得られておりません。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（小林 宏君） 9番杉山 清君。

9番（杉山 清君） 前の防災計画案の質問のときに、計画案ができた時点において住民への周知を図るという形で答えていただいたわけですが、この周知というのはいつごろまでにできるかお伺いをしたいと思います。

また、企業立地の奨励金であります、つい最近であります、国は地方活性化の一環として、内外製造業の地方進出を進めていくために、優遇措置を導入するということでもあります。企業が地方に工場などを移設する場合に、政府系金融機関の優遇金利や税制の特例措置、補助金を拡充する案が浮上しているということでもあります。また、海外、外国の企業の日本への進出についても融資の促進を進めるということでもあります。

こういったことを進めていく中で、国は、今度はそういった実績が出た市や町に対して、

そこで要するに子どもさんの出生率とか働く人の率が高まった場合、各自治体に地方交付税を手厚く配分するという、そういったことも言われているわけであります。どうか、インターチェンジもでき、また、要するにこの3万3,000平米、決して大きい土地ではないかもしれませんが、ただ、この土地には一般の方の土地が線引きされているわけです。そういったことを考えた場合に、やはり行政の力、また、行政が線引きしたわけでありますから、その責任というものはあるのではないのでしょうか。

それと、先ほど町長は、担い手の件で、わかる人がわからない人に説明するというのは、それはわかります。ただ、これは重大問題ですよ、町長、行政改革で行っているわけですから。そういう形の中で、わかる人がわからない人に説明すればいいという形で本当に通ると思ったらば、これは大変な問題だと私は思います。できることならば、これせんだつて懇談会もありましたが、そういったものより、またこういった決まった要するに大事な改革の中で出席していただいて、初めにこういう状態で改革していかなければ農業は大変だということを周知していただきたいなと私は思う次第であります。もう一度その辺お答えをいただきたいと思います。

議長（小林 宏君） 総務課長。

〔総務課長河原井宗蔵君登壇〕

総務課長（河原井宗蔵君） 3回目のご質問にお答えします。

防災計画案の住民への周知でございますけれども、県との協議が整い次第、町内といたしますか、所管課で検討いたしまして、所管課を通じて河川関係、道路関係であれば建設課を通じまして区長さん、あるいは自治長さん等にご意見を伺って、それを反映して防災会議に諮りたいと思います。

以上です。

議長（小林 宏君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 企業立地交付金の問題ですが、地方進出の優遇措置、金融措置、そういうことについては企業側も十分いろいろ研究はしていると思いますが、町としましても十分研究をしながら企業が立地できるような条件を整えてまいりたいと、そういうふうに考えております。

それから、認定農業者の集落営農についての説明会のお話ですが、議員何かちょっと誤解しているようですが、説明会の資料はわかりづらいということでありますので、私は、わかっている人が、農水省だの、産業振興課だのわかっている人が、わからないといいますが、そう言うっては語弊があるかもしれないですが、わからない人に説明をするんだから、わかるように説明をするように担当課でも研究をしてもらいたいと、そういう意味で言ったわけでありますので、議員何かちょっと誤解しているんじゃないかと思えます。

以上であります。

議長（小林 宏君） 以上で、9番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（小林 宏君） 本日並びにあすの一般質問の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日20日とあさって21日は休会といたします。次の会議は、22日金曜日午後2時に本会議場において開会し、議案の質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上ご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 4時22分散会